

第一次世界大戦後における戦後構想と外交展開

——パリ講和会議における人種差別撤廃案を中心として——

永 田 幸 久

目次

序

- 一 パリ講和会議に至るまでの日本の状況
- (一) 第一次世界大戦後の日本の国際的立場
- (二) 第一次世界大戦前後における日本政局と外交構想転換

- (三) 外交政策における外務省―パリ講和会議に至るまで――
- 二 人種差別撤廃案における日本政府の対応
- (一) パリ講和会議に向けての日本の政策方針
- (二) 人種差別撤廃案提案までの経緯
- (三) 人種差別撤廃案撤回に至る経緯
- 三 人種差別撤廃案撤回後の国内状況
- (一) 世界の反応が与えた日本政府への影響
- (二) 国内世論の動向とその影響

結

序

大正三（一九一四）年三月に勃発した第一次世界大戦は、その過程を通して国際社会に大きな変革をもたらした。アメリカの台頭、ロシア革命、イデオロギー外交の登場、そしてヨーロッパの古典的国際秩序の崩壊など、二〇世紀の国際政治システムを形作るうえにおいて欠くことのできない基本的要因が、この頃から出現していたからである。そして、その国際社会の変革は、日本に対しても大きな転換を迫ることとなる。

日本は明治維新以来、欧米諸国に対して強い対外的危機意識を抱きながら、国内・外交政策を展開していった。そ

の結果、日清・日露両戦争によって日本の国際的地位は高まり、アジアの大国として台頭していくこととなる。だが、同時に欧米諸国からは新たな競争相手として警戒感を抱かれる。所謂「黄禍論」^①に支えられた日本人移民排斥運動が日露戦争後に加熱していったのも、その警戒感の一例としてあげることができよう。日本はこのような欧米諸国との不協和音がささやかれるなか第一次世界大戦を迎えることとなる。

当時、日本の外交政策決定過程において、実質的なイニシアチブを握っていたのが元老・軍部を中心とした勢力であり、イニシアチブ回復を狙う外務省との間で「二重外交」という混沌とした事態に陥っていた^②。また、この対立は政策決定におけるイニシアチブだけでなく、外交方針の基本的根幹ともいえる部分にまでもおよんでいる。つまり、元老・軍部は日露協商を基本軸とした日露提携、外務省は日英同盟を基本軸とした日英・日米協調を外交方針決定の中心的指針としていたのであった。この中心的指針の相違が、第一次世界大戦後の日本に多大な影響を与えていく。

大戦中に対独宣戦布告をした日本はドイツとの戦闘に勝利した後、所謂「二ヶ条要求」などの様々な強硬的対外政策によって中国進出という国家的目標をひとまず達成していくこととなる。だが、それ以上に欧米諸国の警戒感を煽り、日本と同様に中国に接近していたアメリカとの対立が危機的状况へと発展していく。日本が「二ヶ条要求」などの強硬的な政策を行うことができた背景には、日露協商におけるロシアとの提携をあげることができよう。つまり、日本は大国ロシアの軍事的後盾を利用して、欧米諸国からの干渉を事前に阻止することができたために、このような政策を行うことが可能であったのである^③。だが大戦中に発生したロシア革命、それに伴う帝政ロシアの崩壊は日露協約の瓦解を意味し、元老・軍部が主導していった外交路線はその変更を余儀なくされていった。

つまり第一次世界大戦後、日本は「大国」としての地位をより確かなものへとしていきながらも、国際的孤立・日米対立という構図のなか危機的な状況に立たされ、さらには日露協約に替わる新たな外交方針を模索していかなければ

ばならなくなっていったのである。後述のとおり、第一次世界大戦終結以降日本は、日米協調を新たな外交指針として定め、原敬内閣のもと新たな国内・国外体制の構築に向けて動き始めていく。そして、原敬内閣にとって組閣後、最初にして最大の外交課題が第一次世界大戦の戦後処理問題についての討議を行う国際会議「パリ講和会議」であった。

大正八（一九一九）年に開催されたパリ講和会議において、日本はアメリカ・イギリス・フランス・イタリアと共に「五大国」の一員として参加することで、正式に国際社会の「大国」として認められることとなる。だが実際には、国際的孤立・日米対立は依然として解消されてはおらず、さらにアメリカ・カナダ・オーストラリアなどの国々では「日本人移民排斥問題」が盛り上がりを見せつつあり、未だ日本は国際的に不安定な状況にあった。

またさらに、パリ講和会議の中心的議題に「国際連盟設立問題」があることが判明し、新たな国際潮流を十分に理解できていない日本にとって、国際連盟が一種のアングロサクソン人種の政治同盟となるのではないかという警戒感を抱いていく。

この国際連盟にたいする警戒感、そして「日本人移民排斥問題」などの諸問題が、「山東省権益」・「南洋諸島権益」継承問題とともに、日本が対講和会議方針において重視していく「人種差別撤廃案」提案の一因となるのであった。だが、「人種差別撤廃案」の根底には、他の黄色人種国と同様な差別的待遇では「大国」としての面目が立たないという自負心が存在していた。つまり、日本の「アジアの盟主」としての自信が、「人種差別撤廃案」の意図の中には含まれていたのである。

日本はパリ講和会議中に開かれた国際連盟規約委員会において、大正八（一九一九）年二月一三日と四月一日の二回に渡り「人種差別撤廃案」を国際連盟規約中に挿入するよう提案するが、欧米諸国からの反対により否決されてしまう。そして結果的には、議事録に日本が「人種差別撤廃案」を提案したという事実を記載することで撤回するこ

ととなる。

さて、この「人種差別撤廃案」についての先行研究を紐解いていくと、パリ講和会議内における提案から撤回までの過程は、外交文書や日本全権個々人の自伝、そして多くの研究者の指摘によりほぼその全貌が解明されている。⁴⁾ そうした過去の研究をふまえ、現在の研究動向をみていくと「日本人移民排斥問題」、「国際連盟設立問題」といった外交問題との関連性を考察し、これらの外交問題を「人種差別撤廃案」提案という事実を中心として、これらの外交問題を論じていく傾向が強いと言ってもよからう。⁵⁾ だが、現在までの先行研究について共通しているのは、論点をパリ講和会議内に限定し、「人種差別撤廃案」提案後、日本政府および国内においてどのような変化がおきたのか、つまり、「人種差別撤廃案」が日本に与えた影響については、未だ詳細に触れられたものは少ない状況にある。よって、第一次世界大戦後からの歴史的な流れを通して、その中で「人種差別撤廃案」をとらえていくことについては、まだ議論の余地が残されていると言うことではなからうか。

そこで小論においては、「人種差別撤廃案」が日本外交においてどのような役割を果たしていったのか、つまり、第一次世界大戦後、日本外交は対米協調という新たな方針を展開していこうとするが、そのなかにおいて「人種差別撤廃案」はどのような影響を与えていくこととなるのかを考察していくことである。

第一次世界大戦後、日本は国際的孤立、日米対立の激化、そして外交方針の喪失という危機的な状況に立たされ、その打開策として日米協調という原敬および外務省が主導する新たな外交方針が動き始めていく。だが実際には、パリ講和会議は中国にある旧ドイツ領の「山東省権益」・「南洋諸島権益」継承問題など、大隈・寺内内閣のもとで行われてきた旧外交方針が残した「負の遺産」の解決、及び臨時外交調査委員会の主導による対講和会議政策の決定などがあったために、新たな外交政策の展開や外交政策決定過程の一元化といったことが実現されることはなかった。そ

して、パリ講和会議における日本の強硬的な態度や、「人種差別撤廃案」提案における日本の対応のまずさから、欧米諸国の批判を浴びていくこととなる。さらに、そのような批判と共に、国際平和という国際的風潮のなかで外務省は発言権を増していった。その結果、その後のワシントン会議において外務省の立場が高まっていき、所謂「幣原外交」と呼ばれる一九二〇年代の日本外交を特徴付けるような、外務省主導の外交政策が実現されていくのである。また、一方で「人種差別撤廃案」提案・撤回を契機に、新聞世論などでは反米的な見解が盛りあがりをもみせ、さらにその風潮に後押しをうけるかのように「アジア盟主論」的な認識をもった政治家や思想家が現れていく。従来、日本国内においては反米認識やアジア盟主認識は主張されてはいたが、それが外交政策として実際に展開されていくことはなかった。しかし、この「反米・アジア盟主」認識は、日露協約に替わる新しい外交方針を打ち出せずにはいた軍部と結びついていくこととなる。つまり、第一次世界大戦後、日本政府内においては対米協調外交方針が登場し、後述のとおり様々な障害を経て、パリ講和会議後からワシントン会議に至までの期間に本格的にその活動を展開していくこととなるが、その一方で「人種差別撤廃案」撤回によって、にわかには高まっていった反米的な国内の反応をうけ、「反米・アジア盟主論」的な膨張主義政策を唱える一部の運動家が積極的な活動を開始し、後に日本の外交政策に多大な影響を与えるまでに発展していくのである。

以上のこれら歴史的流れを、第一次世界大戦後からパリ講和会議後を中心に論じていくことで明確化させていくことが小論の目的である。

一 パリ講和会議に至るまでの日本の状況

(一) 第一次世界大戦後の日本の国際的立場

大正三(一九一四)年六月二八日、ボスニアの首都サラエボにおいてオーストリア皇太子フランツ・フェルデナンド夫妻がセルビア人青年の凶弾に遭い倒れる。この所謂「サラエボ事件」を発端として、オーストリアがサラエボに宣戦布告、そしてその後においてドイツ・ロシアなどの国々が参戦するなど様々な経緯をたどった結果、同年八月二三日イギリスの対独宣戦布告をもってヨーロッパ全域を巻き込んだ第一次世界大戦が勃発する。

当時日本の内閣である大隈重信内閣は、この大戦を「日本国運ノ発展ニ対スル大正時代ノ天佑」という認識に立ち、ヨーロッパ全土が混乱しているという「此千載一遇ノ大局」に乗じて「東洋ニ対スル日本ノ権利ヲ確立」するための機会を狙っていた。⁶⁾ この「東洋ニ対スル日本ノ権利ヲ確立」することとは、つまり大戦を利用して、①中国本土への進出(具体的には中国のドイツ領権益の奪取)による、中国に対する政治的発言力の強化と経済的進出、②欧米諸国の進出により脅かされている満蒙権益の強化、以上の二つを達成することである。⁷⁾

当時の外務大臣であった加藤高明は明治三五(一九〇二)年に締結された日英同盟の規約中にある「東亜の平和」を確保するという名目に基つき、イギリスに協力する形で日本の第一次世界大戦参戦を正統化していく計画を立てていたが、イギリスは日本が中国において領土を拡大していくことを警戒し、援助を期待していない旨を通知している。⁸⁾ しかし同年八月七日、対独開戦劈頭のドイツ海軍の攻撃を恐れたイギリスは、日本にドイツ巡洋艦の搜索・撃破することを「要請」、これが事実上の参戦依頼となり、八月九日において日本は第一次世界大戦に参戦していく。これに対し、中国政府はヨーロッパ諸国が中国領土および領海あるいは、その近接の租借地において敵対行為をしないこと

を、当時中立の立場をとっていたアメリカ政府に要請し、アメリカはこれに基づいて中国における外国人居留地を中立化する権限を在中國アメリカ公使に与える。この構想は、戦局が東アジアに広まることを憂慮していたイギリス・ドイツ両国の賛成を得ることができたために、八月一〇日イギリスは日本に参戦依頼の取り消しを求めた。しかし、加藤は、日本の参戦の決意は撤回することはできないとし、ドイツとの戦争を強行に開始していく。

宣戦布告とともに海軍は、ドイツの極東根拠地である膠州湾閉鎖を宣言したが、このときドイツの東洋艦隊は脱出した後であったことから容易に行うことができ、そして一〇月には赤道以北のドイツ領を全て占領することに成功する。一方、陸軍は九月二日に山東半島北側に濰口港湾に上陸、一〇月末には総攻撃を開始して翌月七日には膠州湾の青島要塞を陥落させ、また青島・済南関の膠濟鉄道とその沿線の鉅山なども手にいれた。こうしてアジアにおけるドイツ植民地は、全て日本の支配下に置かれることとなったのである。

対独戦争の勝利により、日本政府は翌年の大正四（一九一五）年一月八日に、北京公使日置益を通じ、所謂「二十一ヶ条要求」を袁世凱中華民國大總統に提出する。この主な内容は次のとおりである。

第一号、山東省に関する件

第一条、中国はドイツが山東省に關し有する権利利益の処分につき、日独間に成立すべき一切の協定を承認すること。

第三条、芝罘または竜口と膠濟鉄道とを結ぶ鉄道敷設権を日本に許すこと。

第二号、南滿州および東部内蒙古に関する件

第一条、旅順・大連の租借期限ならびに南滿州鉄道および奉天・安東間の鉄道に関する期限をさらに九

九年延長すること。

第二条、日本人は南満州及び東部内蒙古において、商工業や農業のため必要な土地の賃借権または所有権を取得しうるものとする事。

第三条、満州及び東部内蒙古におけるいくつかの鉱山の採掘権を日本に許す事。

第五条、南満州および東部内蒙古での他国人による鉄道敷設権の設定、または他国人からの鉄道敷設資金の供給は日本の同意を要す。

第六条、満州および東部内蒙古における政治・財政・軍事の顧問、教官を要する場合、日本の優先権を認める事。

第三号、漢治萍公司に関する件

第一条、漢治萍公司を日中合弁とし、日本の同意なくその権利財産を処分しない事。

第四号、沿岸不割譲に関する件

中国沿岸の港湾および島嶼を他国に譲渡もしくは貸与しない事。

第五号、その他の懸案事項に関する件

一、中国中央政府に日本人の政治、財政、軍事顧問を招聘すること。

三、必要な地方警察を日中合同とすること。

四、中国政府所要兵器の相当量を日本から購入するかもしくは日中合弁の兵器廠を設立すること。

五、武昌と九江南昌線とを凍結する鉄道、南昌・杭州間の鉄道、南昌・潮州間の鉄道の敷設権を日本に許す事。⁽¹⁰⁾

つまり、①日本のドイツ権益継承に対する中国の事前承認、②旅順・大連の租借の期限と「南満州」・安奉鉄道の権利を九十九年間に延長すること、③南満州及び東部内蒙古における鉄道建設のための外国借款については、日本を優先的に商議するということ、④山東省及びその沿岸島嶼を外国に租与または譲与しない、⑤南満州における政治・財政・軍事・警察に関する外国人顧問は日本人を優先的に採用するというものであった。

この要求の目的は前述のとおり、中国における日本の地位を確保するためのものである。しかし、袁はこの要求を拒否し続け、日本と中国の交渉は完全に行きづまりの状況になっていく。このような事態において、日本は軍事力行使の可能性を示唆し威嚇を始めたことで、当初は中立的立場にあったアメリカ・イギリスも日本に対し批判的な見解を示すようになる。そして⑤の内容について日本が他の諸外国へ事前に報告していない事実が発覚したことから、アメリカは中国支持の立場を明確にし、これに力を得た中国はより一層抵抗を強めていった。そこで、日本は局面打開のために「最後通牒」というさらに強硬的な態度に打ってでようとするものの、山県有朋ら英米からの批判を憂慮した元老からの強い反対の声があがり、「二十一ヶ条要求」の内容を修正せざるを得なくなっていく。その結果、五月九日に日本は⑤の内容の大部分を削除した修正案を提出、袁はこれを受諾し、難航を重ねた日本と中国の交渉は遂に妥結するに至った。こうして日本は、強引ではあるが中国から「二十一ヶ条要求」についての承認を得ることに成功し、来るべき講和会議に向けての布石とすることができたのである。だが、以上の日本の強硬的な外交態度は、中国だけでなく中国中央部に権益を持つイギリス、戦争相手国であるドイツ、そして中国の門戸開放とそこでの機会均等を主張するアメリカの利害とも対立し関係を悪化させていく。

ところで、大正七（一九一八）年一月に第一次世界大戦は休戦を迎えることとなるが、この大戦を通して国際状況は大きな変革を遂げていくこととなる。その最も大きな変化とは、次のようなことが挙げられるのではなからうか。

それは、①日・米などヨーロッパ以外の国々の台頭、②「デモクラシー」などのイデオロギーの登場、③ヨーロッパを中心とする古典的国際秩序の解体、以上の三つである。¹¹⁾

第一次世界大戦は開始当初ヨーロッパ間に限定された戦争であったが、戦争の過程を通し日本・アメリカ・中国などヨーロッパ以外の国々が次々と参戦していった。特に、日本とアメリカは大戦中にヨーロッパへ経済的援助を行ってきたことから国内経済が飛躍的に発達し、それと同時に債務国から債権国へと国際的な経済における立場も大きく変わっていく。そして、これらの非ヨーロッパ諸国が戦争で活躍していくことから、戦後においてヨーロッパ諸国に対して発言権が強まり、従来ヨーロッパ中心にして考えられてきた「国際政治」という概念が文字通り世界へと拡大していく。

そもそも、アメリカは「デモクラシー」体制を擁護するという目的のもと、大戦以前においてはヨーロッパの権力的な政治に対しモンロー主義と呼ばれる孤立主義をとり、開戦当初には中立的な立場に立っていた。だが、大正四(一九一五)年五月にイギリス船ルシタニア号がドイツ潜水艦によって撃沈され乗船していた百数十名のアメリカ人が犠牲となった「ルシタニア号事件」をきっかけとして、アメリカとドイツの関係は一気に緊迫化していく。そして、大正六(一九一七)年に軍事的に劣勢に立たされていたドイツが、交戦水域に入った船舶を敵味方の区別なく、無警告・無差別に撃沈するという「無制限潜水艦作戦」を宣言するや、アメリカは直ちにドイツとの国交を断絶し、同年四月六日に至りドイツを「軍国主義国」として位置付け「デモクラシー擁護」の名目のもと参戦して行くのであった。これは同時にヨーロッパ社会へ「デモクラシー」というイデオロギー的進出をも果たすことへとつながっていく。¹²⁾つまり、大戦後においてアメリカは①専制国家を排除した「力の共同体」、②外交の主流を「国家」から「国民」へ、③従来の「秘密外交」から「公開外交」へ、④国際社会の理念を「秩序」から「正義」へ、というアメリカ的価値観

をヨーロッパへ持ちこみ¹⁴、従来の古典的国際秩序に変わる新しい国際ビジョンを提示することによって大戦で疲弊した市民から熱狂的に迎えられていく。その結果、アメリカはヨーロッパの中においてその国際的地位を高めていくこととなる。

また同時に、革命後のロシアも「ヴォルシェヴズム」を掲げヨーロッパ諸国へイデオロギー進出を果たして、アメリカと同様に従来の古典的国際政治・外交を否定した新しい国際ビジョンを提示していき、その後における「米ソ対立」・「東西冷戦」という二〇世紀を代表する国際状況を生みだしていく発端ともなるが、紙面の都合上小論においては省略させていただく。そして、以上の影響を受け従来ヨーロッパ諸国間の安定した力関係で成立していた国際秩序が解体していくのであった。つまり、大戦後の国際政治は新たに台頭してきたヨーロッパ以外の国々の発言力、そして国際政治を動かすうえで従来の力関係が不安定化したことからイデオロギーの比重が飛躍的に増大したのである。このような、大戦後におけるヨーロッパの古典的国際秩序の解体や、アメリカおよび「デモクラシー」というイデオロギーの台頭といった新たな国際環境の変化は、次節や以下においても論述していくが、日本において多大な影響を与えていくこととなる。

まず、日本にとって最も大きな打撃となったのが、大正六（一九一七）年に発生した所謂「ロシア革命」であった。日本は大戦中、対独宣戦布告の経緯や「二一ヶ条問題」などの中国への膨張主義的外交政策を強行におしすすめ、中国・イギリス・アメリカなどの諸外国に警戒感を与えることとなるが、このような日本の外交政策の展開は四回にわたる日露協約においてロシアとの関係が緊密化したことが背景としてあげられる。

明治四〇（一九〇七）年から大正五（一九一六）年にかけて締結されてきた日露協約の最大の目的は、主に東アジアの現状維持にあり、その中でも日本においては韓国や南満州における権益保護にあった。そして、明治四三（一九

一〇〇)年一〇月に締結された第二次日露協約では、アメリカの中国北東部(満州)への経済的進出を阻止し、日露両国の利益を擁護するという目的がこれに加わっていった。この日露協約によって、日本は大国ロシアの世界に対する軍事的・政治的影響力のもと、アメリカだけでなくイギリスにおいても中国進出への拡大を牽制させ、それと同時に日本の中国進出の足がかりとしてきたのであった。だが、こうしたロシアとの協調を重視した外交は、大戦中に発生した「ロシア革命」における帝政ロシアの崩壊によって瓦解する。さらには、大正七(一九一八)年から大正一一(一九二二)年に渡るシベリア出兵によって、日本はソビエト・ロシア政府との間に対立した関係が生じていく。¹⁵⁾

では次に、当時ロシアの他に日本と同盟を結んでいたイギリスとの関係、つまり日英同盟について触れてみたい。日英同盟は前述のとおり日露戦争直前の明治三五(一九〇二)年に締結される。その同盟は主に、ロシアの南下政策に対抗することを最大の目的としていた。だが、日露戦争後、日本とロシアの関係が緊密化し日露協約が締結されるにつれ、対露政策という同盟の意義が薄まっていく。そして、対中政策において日本とアメリカの対立が高まってくる。明治四四(一九一一)年七月一三日にロンドンで締結された第三次日英同盟規約改定によって、日英同盟の中国進出における対米政策としての軍事的・戦略的意義が完全に失われることとなる。つまり、改定された規約中にある

第四條 兩締盟國ノ一方カ第三國ト總括的仲裁裁判條約ヲ締結シタル場合ニハ本協約ハ該仲裁裁判所條約ノ

有效ニ存續スル限右第三國ト交戦スルノ義務ヲ前期締盟國ニ負ハシムルコトナカルヘシ¹⁶⁾

という規定により、アメリカをこの協約の対象から除外することとなったからだ(条文中にある「第三国」とは、

当時においてアメリカを指すものとして認識された。これは、先にも述べた日本とアメリカの対中国政策の対立がきっかけとなり、もし両国との間に戦争が勃発したとしても、イギリスはこの協約に基づいて日本への支援をいっさい行わないということを意味し、また同時に、ロシアに変わるアメリカの中国進出における牽制について何の影響も持たないことを意味していた。

このようなロシア協約・日英同盟の瓦解および空洞化において日本は大戦後、国際社会の中で何の後ろ盾、さらには基本的外交方針の指針をも喪失してしまうのである。また、大正六（一九一七）年から翌年の大正七（一九一八）年にかけて、当時の寺内正毅内閣のもとで行われた中国に対する借款問題、所謂「西原借款」問題によって、辛亥革命後の中国内乱を助長し混乱させ、日本の中国における様々な利権を獲得しようとしたことに対し、国際社会から批判を集めるとともに、日本に対する警戒感が最高潮にまで高まっていく。その結果として、日本は国際社会から孤立した状態となり、さらには大戦後国力を低下させていったヨーロッパ諸国に代わり「世界のリーダー」としての地位にまで台頭してきたアメリカと、対中国政策において一触即発の対立という危機的な状況下にあった。

つまり、第一次世界大戦後の日本は「二一ヶ条要求」における中国側との交渉の成功により中国進出を達成することができ、国際社会における地位を高めていくもの、その強硬な外交政策によって、日本と同様に中国進出を狙うアメリカと対立していくのである。そして、大戦以前の日本は対露協調を日本外交の基本方針として、ヨーロッパの古典的国際秩序に習い、ロシアの影響力を後ろ盾に強硬外交を展開していくもの、ロシア革命による帝政ロシアが瓦解し、そして日英同盟もすでに対アメリカ政策という観点においては空洞化したものとなっていた。日本は、日米対立という構図のなかにおいて国際社会からの孤立、そして従来の外交方針の破綻したことから、その方向性を喪失してしまう。こうして、大戦後の日本は外交政策において大きな転換を迫られることとなる。

さて、それでは日本外交は今後どのような展開を見せていくのであろうか。結論を先に述べると、この先の日本は対米協調を主軸とした外交方針に切り替え、また対中国政策においても軍事的な進出ではなく、経済的な進出へと転換していく。また、対米関係を重視する結果アメリカの「イデオロギー的外圧」を受け入れ、日本国内においても軍閥及び元老を中心とした政治体制から、政党を中心とした政党政治、所謂「デモクラシー」勢力が台頭していく。次節では、この「対米協調」という新たな日本外交方針へと転換していくことで日本国内がどのような変化を遂げていくのかを原敬の台頭、政党勢力の台頭を中心に論じていく。

(二) 第一次世界大戦前後における日本政局と外交構想の転換

日本は第一次世界大戦直後において、強硬外交方針による国際社会からの孤立、そして日露協約の瓦解と日英同盟の空洞化における基本的な外交方針の喪失、というこれらの難問に直面する。また、同時に国際社会の中においても危機的立場に立たされた日本は、従来の強硬的・古典的な外交方針からの転換を迫られていくこととなる。では、一体、日本の外交方針はどのような転換をみせたのであろうか。ここでは、第一次世界大戦直前期からの日本外交方針の転換から原敬内閣成立までの期間を中心に論じていく。

まず、第一次世界大戦直前期における日本外交方針は当時の外交当事者によって様々な見解がなされているものの、基本的には日露協約を軸として対中国政策、つまり中国での権益拡大をおし進めていく見解が主流であったということができよう。¹⁷⁾このような親ロシア的外交方針を主導していった中心人物として、山県有朋や田中義一を始めとした

日本陸軍軍部があげられる。特に山県有朋は明治二二（一八八九）年と明治三一（一八九八）年の二度にわたり内閣を組織し、伊藤博文に次ぐ明治国家の最高権力者の一人として元老の地位に立ち、明治四二（一九〇九）年の伊藤博文暗殺後は、藩閥官僚勢力の頂点に立つ者として日本政治史上重要な位置を占めてきた人物である。大戦直前期において、元老は山県の他に松方正義・西園寺公望の二名が存在していたが、首相奏薦を行う元老の中にあつて最大の発言力を持っていたのは山県であり、ほぼ実際の首班決定権を一手に握っていた¹⁸。また、外交の分野においても当時は元老達の意向を無視しては何も実行できないものとされていた。

大隈重信内閣当時、「二ヶ条要求」問題について元老を無視して起草・提案した外相加藤高明は、その後元老の圧力によって辞職を余儀なくされている。後年、加藤は原敬に対して山県ら元老の外交政策介入に関する苦い経験を次のように語っている。「元老の容喙を拒むことは實際不可能なり…、一昨年独逸に対し最後通牒を送らんとするに当たり、元老は内閣は責任を以て処理して宜しからんと云ひながらも、元老の意見に従はざれば彼等内奏をなすが故に實際裁可を得ることは能はず困難せり¹⁹」。以上にあげた事実からも元老山県の存在は内政面・外交面において巨大なものであったということができよう。そして山県は陸軍出身ということもあり、田中義一を中心とする陸軍軍部は山県の影響力を後盾として満州統治などの外交政策決定に大きく関与していく。このことが「二重外交」という外交の弊害を生みだし、さらには外交政策決定においてイニシアチブ握ろうとする外務省と対立していく。

この「外交一元化」問題、そして上で述べた陸軍軍部と外務省の対立は次節に譲ることとし、先ずここでは山県有朋の外交認識の変化を中心に、日本の外交方針の転換について取り上げてみたい。「二ヶ条要求」問題が決着する前の大正四（一九一五）年二月、山県は大隈内閣に対し次のような意見書を提出している。

我が日本帝国は遺憾ながら未だ独力を以て支那の大陸を保全する能はざるなり。…之が保全と發達を期し以て我が国運興隆の基を固くせんと欲せば、支那をして我に信賴せしむるの外、又欧州の或る強国と同盟して今後支那に於ける列国の競争をして我國の為に甚しき不利の形勢に立ち至らしめざることを計り、併せて黄人に対する白人連合の氣勢を未然に予防するの策を講ずること必要なべし。現在の日英同盟は固より右の目的に成りたるものにて已に此の同盟の嚴存する以上別に或る国と同盟を約するの必要なきが如しと雖も、今回の欧州戦亂が列国の勢力に変更を生ずべきは前に述べたるが如きものあり。日英同盟のみに由りて将来永く東亞の平和を保持せんとするは恐らく策の全きものに非ざるべし。便ち日英同盟の外に更に日露の同盟を締結し我が目的を達成するは豈に今日の任務にあらざ²⁰や。

つまり、日本は独力で中国を支配していく力はなく、ヨーロッパの強国と同盟を結ぶことが大切だが当時締結されていた日英同盟だけでは不十分であり、そのためにロシアと正式に同盟を結ぶことが重要であるということを主張している。このように山県は日本とロシアの協調関係を重視する一方で、日英同盟に対しては頼りにならないものとしてとらえるようになっていった。

そのことは、次にあげる山県の対英認識からもうかがうことができよう。

日英同盟ハ：其ノ第四条ニ於テ日米戦争ノ場合ニ英国ノ協力ヲ除外シタルハ老夫等ノ久シク予期シタルコトトハ言ヒナガラ：世界ノ形勢ハ数年来急転直下ノ状アリ。何時如何ナル変態ヲ出生スルヤモ知ルベカラザルナリ。況ンヤ近時米国ノ太平洋政策ハ往々帝国ノ利権ト相牴牾スルモノアリ。今日ノ勢ニテ進行スレバ早晚

互ニ衝突ニ避クベカラザル虞アルニ於イテヲヤ。⁽²¹⁾

このような山県の親ロシア的な認識は明治三八（一九〇五）年に終結した日露戦争後から南満州権益の保全および対欧米対策という視点に立ち、いち早く主張していた。

露国と互に意見を交換し両国商議協定の上演に談合して之（満州の経営：筆者註）を遂行するは、今日の形勢に於て最も緊要なる事件に非ざるなからんや。：共に胸襟を披きて満州の経営進行を画策するに如かざるなり。：露国と相提携するは独り我が満州経営を進行するの捷徑たるのみならず、又欧州の列強をして団結して東洋に迫らしめざるの好方便にして：考慮を運らす可き所なるを信ず。⁽²²⁾

つまり、山県は日本とロシアの提携を強化していくことで、満州経営および第一次世界大戦において示された中国への領土拡張を達成していこうとしたのである。そして、アメリカなどの中国進出を狙う国に対し、日本とロシアの軍事力を背景とした圧力を与えていくことで対立を牽制しようと考えていた。

ただしここで注意しなければならない事は、日露戦争後当時は基本的に山県も日英同盟を重視し、それを前提としてロシアにおいても友好的な関係を結ぼうと考えていたという点である。つまり、イギリスに対する認識の変化は第一次世界大戦前後からだといえるのではなからうか。

そして、その後の山県における親露政策が如実に反映されている一例として、第四次日露協約をあげることができよう。⁽²³⁾ つまり、第四次日露協約は過去三回にわたり締結されてきた日露協約の内容を拡大・強化するものであった。

公表された内容は、日本とロシアが互いに他の一国に対抗する協定や同盟に加わらないこと、また極東におけるそれぞれの領土権や特殊権益を擁護するため協力すること、を定めてあった。しかし、それには秘密条項も付いており、そこでは中国が日本・ロシアいずれかに敵意を持つ第三国の政治支配下に陥ることを防ぐために相互に協力し、かつ開戦の場合には軍事的援助をしあうことを規定していた。この秘密協定は、それまでの日露協約が適用範囲を満州地方などに限定していたのに対し、それを中国全土に拡大するものであり、さらには新たな軍事同盟の性格を持つものであった。そして、そこで言う「第三国」とは、日本においてはアメリカが想定されていた。⁽²⁴⁾

だが、山県らが主導していた親ロシア的な外交方針は、前述のとおり大戦中に発生したロシア革命における帝政ロシア崩壊の瓦解により完全に破綻するのである。つまり、ここで山県を始めとする陸軍などの山県系藩閥官僚勢力が主導する外交の基本方向が国際的な有効性を失ったことを意味したのである。⁽²⁵⁾ こうして、対中国政策における大國ロシアという後ろ盾を喪失した山県は、外交方針の軸点を同じく対中国政策において対立し大戦後には「世界のリーダー」として台頭してきたアメリカとの協調、つまり対米協調へと向けていく。

そもそも山県は基本的に欧米諸国と良好な関係を結び、直接的対立を避けるという慎重論的な外交政策を唱える人物であった。⁽²⁶⁾ そのため、今後の対中国政策において何の国際的背景を持たず、大國アメリカと全面的に対立することは避け、アメリカと協調しつつ外交政策を実行していくという方向へ転換せざるを得なかったということは、山県の外交認識から察して当然の帰結であったといえるのではなからうか。

さてここまで、第一次世界大戦直前からその後における外交方針の転換、つまり対米協調への転換を当時日本において最も影響力のあった山県有朋の外交認識の変化をとりあげて述べてきた。では次に、対米協調という外交方針が日本にどのような影響を与えていったかについて触れ、そしてその影響の結果として首相となった原敬の外交認識

について述べていきたい。

大正七（一九一八）年九月、寺内正毅内閣に代わり原敬内閣が誕生する。今日よく言われているとおり、原敬内閣は藩閥・軍閥が主体となり成立した従来の内閣とは異なる日本で最初の本格的な政党内閣であった。こうした政党内閣成立の背景には、所謂「大正デモクラシー」と呼ばれる自由主義・民主主義的風潮が大衆に広まり、それが盛りあがりをもせた事などがいわれている。

だが、政党内閣成立の背景には、「大正デモクラシー」運動だけではなく、対米協調外交方針も深く関係していたという事実は忘れてはならない。²⁷ 大戦後において日本の外交方針は対米関係を重視する方向へと向かいつつあった。だが、アメリカは日本に対し、元老や軍部が政治・外交の中枢を支配している「反デモクラシー」体制の国という印象を抱いていた。アメリカは先にも述べたとおり、ヨーロッパにおける「軍国主義」・「反デモクラシー」勢力から「デモクラシー」を保護するという名目のもと大戦に参戦し、終戦後は積極的に多くのヨーロッパ諸国に「デモクラシー」というイデオロギーを普及させ、国際的世論を作り上げてきた国である。そして、当時の日本の傾向として反アメリカ的な立場に立つ者は陸軍に多く存在していた。そのために、実質的な首班決定権を握っていた山県有朋は、寺内正毅が病気のため首相の職を辞するに当たり、その後継首班として渋々ではあるが原敬を首相として擁立し、²⁸ 国内体制を「デモクラシー」へと変えていった。つまり、政党政治を極端に嫌う山県が原敬政党内閣を認めざるを得なかった背景には、アメリカが第一次世界大戦後の国際社会の中で主導していった、「デモクラシー」という理念に対して適応し、アメリカとの協調体制を日本国内においても整えていかなければならない必要に迫られたためであった。だが、その他にも山県が原を首相として擁立させていかなければならない理由があった。それは、原自身が熱心な対米協調論者であったからである。

ではなぜ、何故原はアメリカを深く意識するようになったのであろうか。まず、原がアメリカという国に注目したのは、明治四一（一九〇八）年から約半年にわたる欧米旅行がきっかけであったと考えられる。最初にカナダに渡り、その後アメリカに入った原はそこでの印象を日記に次のように記している。

米国は今まで実現するの機会なかりしが真の活動の国にして、目下経済不況にてその影響を受け居る所多しと云ふも、全国活動の形成明らかに見るを得たり。将来此国は世界に対する如何なるものとなるか常に注目すべき要件たること、今更ら記し置くまでもなき事なり。²⁹

当時、アメリカは不況で、国力もイギリス・フランスなどのヨーロッパ諸国に比べて劣る存在ではあったが、国内では様々な分野において、それをものともしない活気に満ち溢れていた。この光景を目の当たりにした原は、アメリカの将来性に大きな関心を抱くようになる。

その後ヨーロッパに渡り、同年一〇月にフランスに入るが、そこでの政治・経済・風俗の変化を次のように記している。

要するに著しく変化せしものは米国に酷似せり。或は下の如き理由ならんか、即ち米国人の巴里を好むことと非常にて、毎年幾万となく来たりてその財を散じたりしが、当時は米国人を以て風俗の点に於いて極めて野卑なるものとして仏人の蔑視せし所なりしが、安んぞ知らん其野卑なるもの財を散ずること多く遂には彼らの関心を求めて其嗜好に投ずる様になり、何時とはなしに彼らの風俗にも同化したるものならんかと思は

る。余の如く二十年間全く途絶えて其中間の変遷を見ず而して米国を通過してこの地に来りたる者には右の如き断定の感なきを得ざるなり、米国は政治経済のみならず風俗にまで潜勢力を有したるは真に驚くべき事柄なり。³⁰

つまり、ヨーロッパ諸国の中でも文化の進んでいとされているフランスが、現在では多くの面でアメリカの影響を受けていることを原は認識し、アメリカの影響力の強さに驚愕するのであった。

それからイギリスへと渡るが、当時の日本外交方針の基本として重要視していた日英同盟の相手国に対して、原が感じたことは「活動の国」アメリカとは対照的な「寂寥たる」国イギリスであった。³¹ こうして、原の最初に感じたアメリカの将来性は揺るぎのない確信へと変わっていくのである。原は東京に戻った明治四二（一九〇二）年二月二〇日の日記には、欧米旅行の全体的な印象を次の様に記した。

米国は経済不況と云うも全国活動し居れり、将来恐るべきはこの国にならん。：各地民力の発展は驚くべきものにて官僚政治の盛んなりし露国すら今は屏息して民意に聴き又独逸の如きも今は帝国議会にその権力を奪はれんとするに至り、これ等の事情は将来我国政を料理するに大に考ふべき事なりと思ふ。³²

以上のように、原はこの欧米旅行をとおして「世界のアメリカ化」と「政治の民主化」という現象が同時進行していることを深く意識させられるのである。

欧米旅行以降においても原のアメリカに対する認識は変わることがなく、第一次世界大戦が勃発して間もない大正

七（一九一四）年九月三〇日に山県のもとへ訪れた際に、「将来は日英同盟すら恃むに足らず一朝米国と事あるに際し歐洲は毫も恃むべからざれば、米国の感情は多少の犠牲を払うも之を緩和する方針を取らざるべからず」と自ら³³の意見を述べている。こうした原の認識が、大戦後に「対米協調」という外交方針の転換を迫られた山県の認識と一致したため、政党指導者である原を首相として擁立することについて認めざるを得なかったのである。

ここで、対米協調を唱える原の外交方針とは具体的にどのようなものであったのか触れてみたい。まず、結論から述べると、原の基本的な外交方針は次の二点にあるということができよう。つまり、①「中国問題の解決」、②「日米戦争の回避」である。これらのことについて原は次のように論及している。はじめに、「中国問題の解決」については、「支那問題の解決は支那のみ見るべからず：日米の間に親交を保てば支那問題は自ら解決せらるべし、支那は英独に倚れども動すれば米国を頼みとする傾きあり」、次に「日米戦争の回避」については、「対支問題は急務なるが、夫れには米国との同盟固より不可能なるべきも、支那問題を解決するには少なくとも米国の故障を起さざる攻略を取らざるべからず³⁵」としている。つまり原は、対中政策においてアメリカとの協調的な関係を築きあげつつ進めていくことで、中国政策の達成とアメリカとの対立を回避することが可能となると考えていたのである。

このような原の対米外交方針は次の高橋是清内閣にも引き継がれ、大正一〇（一九二一）年一月に開幕したワシントン会議において確立し、大正一三（一九二四）年以降の外相幣原喜重郎による所謂「幣原外交」へと続いていく。だが、原敬内閣成立直後における最初の外交問題は、大隈・寺内両内閣の政策から生じた「山東省権益継承問題」などの諸懸案を、パリ講和会議内で如何に成功させていくかという従来の強硬外交の延長線上に立つものであった。正に、これらの懸案は対米協調外交を唱える原にとっては「負の遺産」とも言うべきものであろう。

さて、ここまでは第一次世界大戦による日本国内の影響を、山県有朋と原敬の外交認識をとりあげながら論じてき

た。第一次世界大戦直前において日本外交方針は、主にロシアとの協調を重点に置き、その上で中国などの国々に対して強硬的な外交政策を展開してきた。だが大戦末期を迎えるようになると、「ロシア革命」による帝政ロシアの崩壊、そして強硬外交政策により、日本は外交方針の基軸の喪失及び国際的孤立という難問に直面する。この事態に対し、日本は外交方針の転換を図り、対米協調を軸とした政策を行っていくとする。そうした対米協調外交方針は日本国内において、最初の本格的政党内閣（原敬内閣）を生みだすきっかけの一因となった。このような熱心な対米協調論者である原敬の台頭は、その後における日本外交の方向性を決定付けることとなる。

原敬内閣における外交方針の転換は、従来「二重外交」と呼ばれる元老・軍部中心の外交に対して、外務省がそのイニシアチブを得ようとする絶好の好機でもあった。そこで次節では詳しく触れることのできなかつた、外務省の発言権拡大の模索過程を中心に、当時の外交政策決定がどのような過程を経て為されてきたのかについて述べていく。そして、第一次世界大戦後における日本外交の指針が「対米協調」へと政・官共に向かっていく過程についても触れていきたい。

(三) 外交政策における外務省―パリ講和会議に至るまで―

i、対外政策決定における軍部と外務省の対立

外務省は、明治二年七月八日（一八六九年八月一五日）に設置される。設置当初は、日本の政治機構が十分に整備されていない事もあり、条約改正などの諸問題において必ずしも外務省のもと一元的に処理されているとはいえない

状態にあった。³⁶

だがその後、機構や体制の整備が次第に改善されていき、そして条約改正や明治二七（一八九四）年に勃発した日清戦争における交渉など様々な経緯をへていくなかで、外務省の機能は大いに發揮され外交指導とその執行についての権威が高められていくこととなる。そうした背景をもとにして、外務省は外交問題処理の一元化に向け本格的な活動を展開していく。例えば、明治三三（一九〇〇）年に外相となった加藤高明はその就任に際して、外交問題解決における加藤および外務省の発言力を強化していくなどの条件（非党派の立場にある加藤を政府は全面的に承認し信任すること、外交使臣に外交上の応答をする時はその一切を加藤に通してから行うこと、外交官使はできうる限り更迭しないこと等）を政府首脳に対して認めさせている。³⁷そして就任後は、外交に対する外部勢力、特に元老への干渉を排除していくことに力を注いでいった。

さらに加藤の後任である小村寿太郎は明治三五（一九〇二）年、日本政府内において日英同盟論と日露協商論という二大外交方針をめぐる対立が激しさを増していくなか、日露協商論を唱える元老伊藤博文らの干渉を排除し、日英同盟締結を実現させていく。また小村は、その後の日露戦争、ポーツマス会議などにおける外交交渉を通して、外交政策に対する外務大臣の主導権確保に努めた。その甲斐あって、小村が外務大臣に就任していた明治三〇年代あたりにおいて、外務省の外交に対するイニシアチブは一つのピークを迎えることとなる。

だが、外務省の外交政策決定における中心的立場は、日露戦争後における軍部の台頭により陰りが生じ、そしてその後の満州問題において外務省と軍部の対立が明確化していく。満州の日本占領地は日露戦争中より軍政下にあり、各地に軍政署が設けられていたが、明治三八（一九〇五）年五月には占領地民政署、次の六月には関東州民政署が置かれ、同年九月に締結されたポーツマス条約後の一〇月一七日には満州軍総司令官の指揮下に関東総督府が置かれる。³⁸

このような軍政下にあった満州の日本占領地は、諸外国に対して極めて閉鎖的なものであり、このような軍部の統治のあり方に対して伊藤博文は明治三九（一九〇六）年、満州問題協議会において次のように批判をしている。

満州ニ於ケル日本ノ軍官憲ハ軍事的動作ニ依リ外国貿易ニ拘束ヲ加ヘ満州ノ門戸ハ曩ニ露西亞ノ掌中ニ在リシ時ニ比シ一層閉鎖セラレタルコトナリト而モ其閉鎖主義ハ専ラ歐米人ニ對シテ行ハレ：現ニ満州ニハ軍政官ナルモノアリ之ニ関スル規定ヲ見ルニ清国人ノ不満ヲ唱フルハ当然ナルヘシ：軍政署ノ綱領ナルモノヲ見ルニ之ヲ実行スレハ清国人ノ活動スル余地更ニナシ否領事ト雖モ活動スルコトヲ得ス。³⁹

軍部は満州を日露戦争後における対露政策を實行していくうえでの重要な拠点とし、さらに独占的に統治していくことで利益の確保などを目的としていた。そのため軍政存続の意向が強く、外務省も対満州政策や対中国政策について主体的に政策を打ち出していくことが困難となっていく。

だが、先に挙げた伊藤などの反発、ポーツマス条約にある「第三条第一項 本條約附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權カ其ノ效力ヲ及ホス地域以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト」⁴⁰という条項に基づく日本とロシア両軍の満州からの撤退によって、関東州以外の軍政が領事館に引き継がれていき、明治三九（一九〇六）年八月一日には関東都督府官制が公布され、その中で外務大臣は都督を監督するものとして規定されるに至った。ところが、この関東都督府官制には、都督には陸軍大臣か中將を任命することとされ、また都督府は（在関東州、他に滿鉄守備隊）軍隊を統率し、民政部の他に陸軍部を設け、軍政、軍人・軍属の人事、作戦・動員計画、軍事教育については陸軍大臣、参謀総長、教育総監の指示を受けることも同時に規定されたことから、日露戦争後における日本の南満

州進出の基礎となる関東州の統治に関して軍部は日露戦争以降においてもイニシアチブを掌握することとなる⁽⁴¹⁾。こうして軍部主導のもと対満政策は始動していくこととなり、外務省は対満州及び対中国政策においても常にその発言権及びイニシアチブが封じ込められていった。以上のような軍部と外務省の対満州・対中国政策における対立が「二元外交」と称される日本外交の政策決定過程において大きな問題となるのである。

では、なぜここまで軍部が外交面、つまり対満州政策において台頭することができたのであろうか。様々な要因が軍部台頭の背景としてあげられるが、その中でも特に山県有朋の影響力があつたということがあげられよう。つまり、軍部は元老山県という政治的代弁者が存在し、その山県の政治的発言力の強さを後盾に、外交政策決定過程において外務省からそのイニシアチブを奪うことに成功したのである⁽⁴²⁾。前述のとおり山県は陸軍出身であり、明治四二（一九〇九）年一〇月における伊藤博文暗殺後は元老の頂点に立つ人物であった。山県は満州を、外務省を始めとする文官中心の統治ではなく軍部中心の統治とし、そして軍事という視点から対ロシア政策・対中国政策を考えていった。したがってそのために、対満州政策は主に軍事的・戦略的な目的から推し進められていき、軍部の外交に対する発言力が山県の庇護のもとに拡大していくのである。これに対し、外務省は山県と同等な地位に立つ人物が存在しなかつたために、山県や軍部に押され、立場的に後退を余儀なくされていった。

このような軍部優位の外交政策決定の状態は、その後における第一次世界大戦勃発においても続いていく。大隈重信内閣時の外相を務めていたのは、先に述べた外務省発展に大きく貢献した人物の一人でもある加藤高明であった。加藤は大戦時において日本の対独宣戦布告や「二一ヶ条要求」などの政策を打ち出していく。特に「二一ヶ条要求」においては、元老への事前の報告も行わずに進めていったため、山県ら元老の反発を買い辞職へと追い込まれていくこととなるが、このように加藤が元老の批判を浴びながらも「二一ヶ条要求」を強硬に成立させていこうとした背景

の一つには、外務省の対外政策決定におけるイニシアチブの回復という狙いがあったと言われている。⁽⁴³⁾ つまり、中国に対し、「二ヶ条要求」を突きつけ、そしてこれを強硬に成功させていくことにより、対中国政策における外務省の立場を高めていこうとしたのである。少なくとも、そのような意図が「二ヶ条要求」において日本が強硬的な態度に出た一つの遠因として挙げることができよう。実際に加藤の思惑通り「二ヶ条要求」に関して外務省はイニシアチブを握り軍部よりも先行して政策を進めていくことに成功はした。だが結果的に加藤の狙いも、軍部における対中国政策の「過大同一化」となるに留まり、⁽⁴⁴⁾ そして元老の圧力による加藤の辞職と相まって、軍部優位の状況は依然として変わることにはなかったのである。

また、大正六（一九一七）年六月寺内正毅内閣時において、臨時外交調査委員会（以下、外交調査会と略称）が設定されると、外務省は外交政策決定における発言力をますます失っていき、外交調査会で決定された事項についての「執行機関」という立場でしかなくなっていく。この「臨時外交調査委員会」の具体的な成立過程、及びその成立の意図については後で触れていくこととする。

以上のように日露戦争後、外務省は外交政策を決定していく上でのイニシアチブを軍部などの他の政治勢力に奪われ、「二重外交」という混沌とした状態へと向かっていくのであった。だが、第一次世界大戦後において外務省に一つの転機が訪れる。それが大正七（一九一八）年九月に成立した原敬内閣の登場である。原は明治中期には陸奥宗光外相の懐刀として活躍し、その後も外務省通商局長、外務次官、さらには朝鮮駐劄特命全権公使をも経験していることから、外務省とは深い関係にある人物といえよう。また原自身も「二重外交」に対し批判的であり、さらに外交においては軍部よりも「外務省第一」という認識をもっていた。⁽⁴⁵⁾ よって、原は外務省が外交政策決定の主体となることを強く望みつつ、そしてそのような思いから、内田康哉外相を介して幣原喜重郎外務次官へ、外務省本来の立場を一

日も早く回復出来るよう協力する旨を伝えている。⁴⁶その現れとして原は、「職業外交官」いわゆる外務官僚を積極的に重用し、外交方針も軍部・元老が進めてきた対露協調外交から外務省の伝統的方針とも言える対英米協調外交へと転換していく。

このような原と外務省の結びつきは、従来、政治的代弁者が存在しない外務省が、遂に軍部と対等に渡りあえるだけの政治的な後ろ盾の確保に成功したことを意味した。前述のとおり、軍部台頭の背景の一つには元老山県有朋という政治的影響力を持つ人物が存在しており、それに対して外務省が軍部におされ後退していったのは、山県に対抗しうるだけの人物が存在していなかった。このようなことから、原敬内閣成立を契機に、外務省は山県・軍部に対抗しうるだけの政治的な後ろ盾、つまり原敬と背後にある政党勢力を確保することができ、外交政策決定過程におけるイニシアチブ回復のために俄に活気づいていくのであった。

ii、外交調査会設置と外務省

原敬内閣成立は、外務省内では外交政策決定における発言力およびイニシアチブ拡大の実現という大きな期待を抱かせることとなったが、しかし実際に外務省が外交の中心に立つまでには、まだいくつもの障害があった。その障害の一つに、天皇直属の考査審議機関である外交調査会という存在をあげることができよう。前述のとおり外交調査会は大正六(一九一七)年、寺内正毅内閣の時に設置された機関である。その設置の目的を簡潔に述べるならば、対中国政策などの外交政策について国論の統一を図り、外交を政争の外に置くためというものであった。この外交調査会は寺内内閣瓦解後も、原敬内閣・高橋是清内閣へと引き継がれ、大正一一(一九二二)年加藤友三郎内閣の時に廃止されるまで、第一次世界大戦、シベリア出兵、パリ講和会議、そしてワシントン会議などの様々な出来事に際し、そ

れらに対する日本の外交政策における基本的方針を決定していった。では、なぜ外交調査会という制度がこの時期にできたのであろうか。その成立過程について触れておきたい。

大正五（一九一六）年一〇月九日、寺内正毅内閣が成立する。しかし、寺内内閣は組閣当初から加藤高明を総裁とする憲政会と対立していた。当時の憲政会は議会第一党ということもあり、次第に寺内は議院内において窮地に立たされていく。そこで憲政党勢力を打破するために寺内は、立憲政友会（総裁原敬）・立憲国民党（総理犬養毅）に接近し、両党の与党化を画策していく。だが立憲政友会・立憲国民党両党共に寺内の申し出には好意を示すの、「閥族打破」をスローガンとして掲げていた為に公然と寺内内閣に対し、支持を表明することができなかつた。

そこで、考案されたのが外交調査会という、様々な立場にある人達が結集して運営していくという超然的な委員会である。外交調査会の設置は、先に述べた第一次世界大戦後の対中国政策などの外交方針について国論の統一を図ることを名目として掲げてはいるが、現実には寺内内閣と憲政会の対立という構図の中、立憲政友会と立憲国民党を与党化させることで、憲政会に対して優位に立とうとする寺内の思惑があったのである。⁴⁷

以上のことから、外交調査会は内閣及び政党間の政略的な背景から生み出されたものであり、それ故にこの後において、外交調査会は「政争の具」として利用されたと、学会や諸新聞から多くの非難を浴びることとなる。そのような批判をしり目に伊東巳代治枢密顧問官を中心として、外交調査会の官制が起案されていき、大正六（一九一七）年六月五日に外交調査会官制が公布された。その官制の内容は以下のとおりである。

第一條 宮中ニ臨時外交調査委員會ヲ設ケ、天皇ニ直隸シテ、時局ニ關スル重要ノ案件ヲ考査審議セシム。

第二條 臨時外交調査委員會ハ總裁一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス。

第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充テ、委員ハ内閣總理大臣、國務大臣、若クハ國務大臣、若クハ國務大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタルモノ、國務大臣タリシモノ、又ハ親任官ノ中ヨリ簡拔シテ之ヲ勅命ス。

第四條 總裁ハ旨ヲ承ケテ委員ヲ統督シ、議事ヲ整理シ、敷奏ノ任ニ當ル。

第五條 臨時外交調査委員會ニ、幹事長一人、幹事若干人ヲ置ク。

幹事長ハ委員ノ中ヨリ之ヲ兼ネシメ、會務ヲ整理セシム。

幹事ハ内閣及外務省高等官並陸海軍將校ノ中ニ就キ、之ヲ任ス。

幹事ハ幹事長ノ指揮ヲ承ケ、會務ヲ掌理セシム。

第六條 特別ノ須要アル場合ニ於テハ、第三條ノ規定ニ拘ラズ、學識經驗アルモノヲ以テ臨時委員ニ勅命ス。

第七條 委員ノ待遇ハ官職ヲ有スルトキハ、其ノ官職ニ付受クル待遇ニ依テ、官職ヲ有セザルトキハ別ニ之

ヲ定ム。⁴⁸

以上のことから分かれるとおり、外交調査会は天皇直屬の機関であり、場所も宮中で行われた。つまり外交調査会は、外務省はもとより内閣からも独立した超然的機関であることを意味していた。さらに、構成員には陸海軍大臣、および山県系の枢密顧問官も含まれており、外交調査会でも彼らの比重はかなりを占めていたことから、外交問題における元老や軍部の発言権はますます増大していくこととなる（官制上、外交調査会は考査審議機関として位置付けられ、会での決定は後で改めて閣議決定を行う事されたが、実際は内閣が天皇直屬機関である外交調査会決定に対して異なる決定をすることはあり得なかった）。そのため、機構上においては内閣の他に天皇直屬の機関によって外交

政策を事実上決定させ、外務省は単なる執行機関とすることとなった。⁴⁹⁾

外務政務局長であった小幡酋吉は、当時の外交調査会と外務省との関係を次のように述べている。

外務省の次官や政務局長等はその道では相当のベテランであり、又俊才であっても、寺内にかゝっては全く単純な一事務官として取扱はれ、殆んど眼中に置かれなかった。単に外交技術屋として専門事項に就いての所見を徴せられ、各種の外交事務を執行するだけのこと、外交国策や施策に関しては僅かに大臣を通じて意見を具申するくらいが関の山であった。従つて所謂外交といふものからは全然遊離し、無責任な地位におかれていたのである。∴諸外交政策の如きもその根本大綱は何れもこの外交調査会に於いて先づ討議決定し、然る後形式的に閣議決定事項として外務省にその実施を命じて来るといふ状態であった。従つてこれらの外交政策や施策に対し反対論や不平不満があつても、既に外務省に外交大権がなく、本質的には国策として確定してしまつてゐるのであるから、正面から反対する訳にもいかず、また仮に異議を申し立てたとしても、次官や局長等の事務官程度の反対では断じて容認さるべき筋合ではなかった。若し飽く迄も反対を貫かうとすれば自ら辞職する以外に先ず方法はなかつたのである。⁵⁰⁾

寺内内閣において、外務省がこのような立場に立たされていたことから、原敬内閣の成立は、外務官僚たちにとって正に起死回生の好機であつたことが容易に察することができよう。

だが内閣成立後の原が、外交調査会の委員長として、会内部で強力な主導権を發揮することができたのかについては疑問が残る。外交調査会設立の背景が政略的意図をもっていたのは勿論のこと、当時はまだ構成員に元老・軍部勢

力が存在し、さらに原自身の政治スタイルも基本的には元老山県と相談し、彼との妥協の過程のなかから少しずつ目標に向け成果を積み重ねていくという漸進主義的アプローチであったからだ。⁵¹これらの理由から、原を後ろ盾として外務省が外交政策の主体として返り咲くには、原の立場が十分に確立していないこともあり、まだ達成するには困難であったということができよう。

以上、パリ講和会議をむかえるに当たり、外務省の立場は未だ外交政策成立過程においてイニシアチブを握れているとは言い難い状況にあった。だが、対露協調から対米協調への外交方針の転換、および原内閣成立における政党勢力、つまり反軍事的な勢力の台頭により、外務省は少しづつではあるが外交の表舞台に再び立つための国内的条件が整えられつつあり、後々からみて第一次世界大戦からパリ講和会議までの間は外務省にとっての、いわば助走期間であったということができよう。

二 人種差別撤廃案における日本政府の対応

(一) パリ講和会議に向けての日本の政策方針

i、「ウイルソンの一四ヶ条」に対する日本政府の反応

日本は大隈内閣の時から、既に第一次世界大戦の講和会議に向けての対策を検討していた。大正三（一九一四）年一〇月、加藤外相は当時、公使館一等書記官である長岡春一に対し、講和会議に向けて事前の調査（先例および関係文書の蒐集）を行うよう命じている。⁵²

さらに、翌年の大正四（一九一五）年九月一〇日には、先の長岡の調査をもとに「日独戦役講和準備委員会」が外務省内において設置される。委員長には外務次官である松井慶四郎（同年一〇月二八日には幣原喜重郎外務次官に交替）があたり、本格的な講和に向けての調査・研究が行われていく。⁵⁸この委員会で討議されたものは主に、中国ドイツ領である山東省權益、そして同じくドイツ領である赤道以北の南洋諸島權益の継承問題であり、それ以外の問題については「大勢に順応」することとされた。このような委員会の対講和会議方針は、ヨーロッパの古典的国際秩序に習った従来の日本の強硬的あるいは膨張主義的外交の延長線上に位置するものといえよう。

前述のとおり、第一次世界大戦は国際社会に大きな変化をもたらす。つまり、大戦後の国際社会はアメリカが主導していく平和主義・国際協調という認識が広まり、従来の古典的な国際秩序が崩壊していくのである。当時はまだ、そのような国際的風潮をつかみ切れていなかった日本は、委員会が取りまとめた方針をそのまま日本政府の公式的な方針として、パリにいる珍田捨巳駐英大使と松井慶四郎駐仏大使に伝えている。珍田・松井両大使は大正六年（一九一七）一一月にパリで開催された、第一次世界大戦後に開かれる講和会議についての事前の取り決めを討議する連合国会議に日本代表として出席していた。その両大使に対して日本政府は、もし連合国から対独講和問題について日本の基本方針を尋ねられた場合、以下のような意向である旨を伝えるよう訓電が発せられている。

一、帝国カ列国ト单独ニ利害関係ヲ有スルモノノ中

（甲）山東省ニ関シ独逸国カ戦前ニ有シタル各種権利及ヒ財産ノ讓渡

（乙）赤道以北独領南洋諸島ノ割讓並之ニ付帯スル各種権利及ヒ財産ノ讓渡

二、帝国カ直接ニ利害ヲ有セサル問題ニ関シテハ特ニ必要ナキ限り討議ニ干渉スルコト避クヘシ

三、帝国カ連合固ト共同ノ利害關係ヲ有スル問題ニ関シテ大勢ノ意向ヲ省察シ努メテ連合固ト歩調ヲ一ニセ
ンコトヲ期ス⁵⁴

この訓電から見ても分かる通り、日本の関心は常に山東権益・南洋諸島権益へと向けられ、その他のことについては消極的な態度で臨むこととしている。そして、この方針は後の原内閣においてもそのまま継承されていく。また原敬内閣成立以前の寺内内閣時においては、山東省権益・南洋諸島権益継承問題について、イギリス・フランス・ロシア・イタリアの四大国と事前に交渉行い、講和会議が開催された際に日本の主張について承認するという確約を得ることに成功している。この時点において「山東権益」・「南洋諸島権益」両問題は、若干の問題点（日本に対して警戒感を抱いていたアメリカ・中国から確実な承認を得ておらず、講和会議開催において両国の非難が予想されたこと）を残しつつも、順調に進められていったということができよう。

ところが、このような日本の順調な対講和会議政策が一転し、混乱を巻き起こす事態が発生する。そのきっかけは、大正七（一九一八）年一〇月にドイツがウイルソン米大統領が同年一月に提示した「講和綱領一四ヶ条」、所謂「ウイルソンの一四ヶ条」を基礎とした講和を求めていたという事実が判明したことであった。来るべき講和会議が「ウイルソンの一四ヶ条」を中心に進められていくことが予想される以上、日本政府内においても何らかの方針を立てる必要に迫られていく。

では、ここで「ウイルソンの一四ヶ条」について簡単ではあるが触れておきたい。「ウイルソンの一四ヶ条」とは、力の均衡によって維持される平和の代わりに、人類共同の福祉を主眼とした平和を目指し、また一部の帝国主義国による一時的な現状維持政策の代わりに、全ての国による正義と民族自決を実現させていき、そうした観点で新たな国

際社会の秩序を作り上げるといふ理想主義的な目的を持った考案である。

その具体的な内容は、①秘密外交の廃止、②海洋自由の原則、③関税障壁の撤廃、④軍備制限、⑤植民地処分、⑥ロシア問題、⑦ベルギー問題、⑧フランス植民地問題、⑨イタリア問題、⑩オーストリア問題、⑪ルーマニア・セルビア・モンテネグロ問題、⑫トルコ問題、⑬ポーランド問題、⑭国際連盟問題、以上のようなものであった。⁵⁵⁾

同年一〇月一六年、パリにいる珍田から「ウイルソング国際聯盟ヲ以テ講和ノ骨子トナスノ趣旨ヲ声明」し、さらにイギリスやフランスなどの国々においても、すでに国際連盟設立に向けて政府内で調査・検討が行われているとの電報が送られ、⁵⁶⁾政府は急遽外務省に対して調査・研究を開始するよう指示を下した。だが、外務省において国際連盟に関する情報は不十分であり、先に行われ解散した「日独戦役講和準備委員会」において研究してきたことも、国際連盟については「物足りないのみならず、また実際には役に立たぬ点も少なくない事態に当面」するといふ有様であった。⁵⁷⁾この時、外務省の手元にあった重要資料というのが、イギリス外務省におけるブライス委員会の報告書と、マーブルク（アメリカの元全権公使で、タフトを会長とする国民連合会に所属する有力メンバー）という人物が著した少著が一冊あった⁵⁸⁾だけであり、外務省での混乱ぶりがうかがわれる。

また当時、国際連盟に対する日本国内での印象は悪く、有力な政治指導者の意見や新聞論調等を見ても、国際連盟は二、三の大国（特に英米）の政策の道具になり、日本もこれによって主権の制限を受けたり、対外行動に羈束を加えられたりして、不利を被るのではないかといった警戒感を持つ主張が主流を占めていた。⁵⁹⁾

さらにこの国際連盟に対する認識は外務省内においても同様で、対米協調論者であり、後の日本外交に大きく貢献した幣原喜重郎でさえも、「このような大圓卓會議が出来て各國代表がゐらば中に幣原のごときが妙な顔をして下手な言葉で議論でもやったら損をするに決まっている。利害關係國相互の直接交渉に依らず、こんな圓卓會議で我が

運命を決せられるのは迷惑至極だ。本條項は成るべく成立させたくないが、どうもかういふものは採用されがちなから、大勢順應の他ないだらうが充分に研究してかゝらねばならぬ⁶⁰といった消極的態度をとっていた。

そして一月一日、ついに第一次世界大戦は休戦を迎えドイツ側の要望により、正式に「ウイルソンの一四ヶ条」が講和の基礎条件として了解されることとなる。これに先立つ一月八日に「ウイルソンの一四ヶ条」に対する日本政府の方針を明らかにするよう珍田から請訓があり、⁶¹一月一三日に首相である原は外交調査委員会を開き、外務省が作成した「ウイルソン十四箇条ニ対スル意見案」について討議を行うこととした。ちなみに当時の外交調査会の構成員は委員長に原敬（内閣首相）、幹事長に内田康哉（外相）、伊東巳代治（枢密顧問官）、平田東助（枢密顧問官）、牧野伸顯（枢密顧問官）、加藤友三郎（海相）、田中義一（陸相）、寺内正毅、後藤新平、元田肇、犬養毅、以上の十名である。

外交調査会において内田は、政府の一応の方針という形で外務省案を読み上げた。その意見案は全部で七項目あり、その第七項目目「国際連盟問題」については、以下のように述べられている。

国際連盟問題ハ最モ重要ナル問題ノ一ニシテ其ノ終局ノ目的ハ帝国政府ノ賛成スル所ナリト雖モ国際連盟間ニ於ケル人種的偏見ノ猶未タ全然除去セラレサル現状ニ顧ミ右連盟ノ目的ヲ達スル方法ノ如何ニ依リテハ事実上帝国政府ノ為重大ナル不利ヲ醸スル虞ナキ能ハス又連盟加入国ト未加入国ノ間ノ關係ニ付イテハ果タシテ如月何タル待遇ヲ為スヘキカ頗ル難問タラザルヲ得ス故ニ本件具体的成案ノ議定ト成ルヘク之ヲ延期セシムル努メテ単ニ希望案ノ如キモノニ取纏メ制度ノ実行方法ハ各国ノ宿題トシ更ニ実行シ得ヘキ成案ノ討議ヲ将来ノ相当ノ時期マテ各国ノ熟考ニ附スルヲ可トス尤モ国際連盟ノ組織セラルル場合ニ於テハ帝国ハ結局連

盟外ニ孤立スルコトヲ得サルヘキヲ以ッテ本問題ニ関シ何等具体的提案ノ成立スヘキ形勢ヲ見ルニ至ラハ全
顯人種的偏見ヨリ生スルコトアルヘキ当局ノ不利ヲ除去センカ為事情ノ許ス限り適當ナル保障ノ方法ヲ講ス
ルニ努ムベシ⁽⁸²⁾

後に日本が国際連盟規約委員会において、「人種差別撤廃案」を提案することとなるが、この案が、「いつ・どこ
で」・「誰に」よって発案されたのかを特定することは、現在の研究では未だ明らかにはされていないが、少なくとも
前述で内田が発表した時点においては、国際連盟設立問題と人種差別問題とが同じ視野に入れられて考えられていた
ことだけは確かであったということができよう。そして、この内田が読み上げた外務省案は同月一三日・一九日に伊
東巳代治を中心に外交調査会内にて論議が交わされ、その結果として全七項目において一部の変更が加えられたも
の、ほぼ大綱において承認され、正式な日本政府の方針となるのであった。

ii、「国際連盟設立問題」における外交調査会内での認識の相違

講和会議の準備作業を進める連合国会議においては珍田・松井両大使を日本代表として派遣していたが、講和会議
開催が次第に具体化し、各国の正式全権の顔ぶれが明らかになるにつれ、日本政府も会議に臨む全権団を正式に決定
する必要に迫られてきた。そこで大正八（一九一八）十一月一九日の外交調査会で、講和会議に出席する全権団の人
選が行われる。

当初は首相である原や内田外相がその候補に挙がっていたが、長期に渡り日本を留守にすることは困難としてこれ
を辞退。最終的には西園寺公望を首席全権として以下、牧野伸顕（副全権）、珍田捨巳、松井慶四郎、伊集院彦吉

(駐伊大使)に決定する。西園寺を首席全権、牧野を副全権としたのは「元首相・元外相として、いずれも講和大使として貫禄十分であり、また政治的立場、外交的識見の面でも、原首相とは多分に共通」⁶⁴していたことが、その大きな理由であった。だが西園寺は健康面に問題があり、会議半ばの大正八(一九一九)年三月二日にパリへ到着、その後も会議に出席することは少なく、事実上全権団は牧野を中心として各国との交渉に当たっていく。

牧野は大正七(一九一八)一月一〇日にパリへ赴くこととなるが、出発前の一月二日の外交調査会において講和会議に臨もうとする自らの考えを次の様に述べている。

前来我帝国ノ外交上ノ實際ヲ顧ルニ我帝国ノ施措スル所往々列強ノ疑惑ヲ招居シリ米國大統領モ不快ノ感ヲ懷キ英仏ノ兩國ニ對シテモ亦感情ヲ傷フタルコトヨシトセス：近頃歐米ヨリ帰朝シタル人士ノ説ヲ聞クニ孰レモ我帝国ニ對シ異様ノ感ヲ懷クモノ尠カラスト謂ヘリ今日ハ平和主義ヲ尊重シ威圧主義ヲ排除スルハ世界ノ風潮ニシテ所謂米國主義ハ世界到ル処トシテ異口同音ニ唱道セラレ旧來ノ外交トハ形勢一變シタル事態ニ付テハ各位閣下ノ御留意ヲ願フ次第ナリ：今ヤ予ハ重任ヲ帯ヒテ渡歐セントスルニ当リ外國ニ對シテ世界ノ大勢ニ順応スヘク帝國ノ為ニ極力唱道セントスルモ内ニ顧ミテ茫然自失スルカ如キ窮境ニ陥ラサンコトヲ切ニ躊ラサルヲ得ス今後ハ努メテ威圧權謀ノ手段ヲ排除シ正道ヲ踏ミ弱國ヲ助クルヲ以テ主義トセサルヘカラス希クハ予等ヲシテ全然御後援ニ期待セサルヲ得ス⁶⁵

さらに、同年二月八日には、上の発言を基にした文書を外交調査会に提出、対中国政策および国際連盟設立問題に対する牧野の基本的方針についての支持を求めている。その内容は次の通りである。

帝国従来ノ国際歴史上ニ於ケル行動ヲ見ルニ或ハ正義公正ヲ標榜シ或ハ機會均等門戸開放ヲ声明シスハ内政不干渉日支親善ヲ唱道スルモ實際ニ於テハ此等帝国政府ノ方針及意思トシテ表ハルル所ト日本ノ施設トハ往々ニシテ一致ヲ欠キ為ニ列国ヲシテ帝国ヲ目スルニ表裏多キ不信ノ国ヲ以テセシムルニ至タルハ蔽フヘカラサル事實ナリ今ヤ講和會議ニ臨ムニ当タリ：政府ノ方針政策トシテ決定スル所ハ政府部内ハ勿論出先官憲ニ於テモ表裏ナク之ヲ恪守シ進テ衷心其ノ實現ニ努力シ以テ帝国ノ國際的信義ノ回復増進ヲ期スルコト絶對ニ必要ナリ殊ニ支那問題ハ：強圧的利己的又ハ陰謀的政策及至手段ノ類ハ細心ノ用意ヲ以テ嚴ニ之ヲ慎ミ此際帝国ヨリ進テ世界ノ大局ニ合致シ且ツ誠悃以テ日支ノ眞実ナル諒解親善ノ実ヲ挙ゲ得ル共益公正ノ方途ニ出テ茲ニ帝国ノ政策ニ新生面ヲ啓キ新地歩ヲ樹立スルコト：帝国テシテ単ニ側面ヨリ大勢ヲ逡巡觀測スルニ止マリ勢成ルニ及テ已ムヲ得ル之ニ順応スルカ如キ態度ニ出ツルハ大局上は甚タシク帝国ノ前途ヲ不利ナラシムルヘキコト多言ヲ要セス仍テ寧ロ此際大勢ヲ予見シテ少クトモ主義上ハ進テ國際連盟ノ成立ニ賛同スルコトニ政府ノ議ヲ決スルコト必要：國際連盟問題ニ対シ帝国ニ於テ明白公正ノ態度ニ出ツルニ於テハ人種宗教国力等ノ別ニヨラサル完全平等ノ待遇ヲ要求スル問題ノ如キモ自ラ其ノ前途ヲ平坦タラシムルニ与テカアルヘキコト⁽⁶⁶⁾

以上、これらのことから牧野の日本外交に対する考えを簡潔に述べるならば、まず従来日本が中国に行ってきた強硬的外交政策への反省、および諸外国との協調的外交への転換があげられる。また、このような牧野の日本外交に対する認識は、外務省や原とほぼ同一のものであったと言ふことができよう。さらに國際連盟問題においても、ヨーロッパ

パ諸国における平和主義・国際協調主義の世界的風潮に照らして国際連盟設置が実現するとの見解に立ち、国際連盟設立に関して積極的に諸外国と協力していくことが今後の日本外交政策における欧米諸国との関係から見て、人種問題解決よりも重要であるとした。

だが牧野の考えに対し、外交調査会内部では激しい批判の聲が上がる。特に伊東巳代治は牧野に対して強く反発し次のように述べている。

過日先決問題トシテ本会ニ提議シタル幸ニシテ本会ハ専ラ文明主義ヲ尊重シ国際法上ノ原則ヲ恪守シ穩便着
実ヲ主眼トシテ公明正大ヲ表明スベキコトヲ決議シタルナレハ今更国際的信義ニ涉リテ牧野男ノ注意ヲ煩ス
ノ必要ナカルヘク：如何ニ公明正大ヲ期スルモ大勢ノ向フ所風雲ニ際会シテハ時アリテ我領土ノ拡大ヲ期ス
ヘキト向上發展ノ氣運ヲ有スル我國民トシテハ常ニ考慮シ置クヘキモノ：（牧野の『表裏多キ不信ノ国』と
いう発言に対して：筆者註）不信ノ国ト評セラルルニ至リテハ事体容易ナラサル次第ナレハ予ハ牧野男ニ対
シテ右ハ如何カレ事実ヲ指摘セラルルモノナル乎具体的ニ詳細説明セラレンコトヲ希望セサルヲ得ス：国際
連盟問題ニ至リテハ大イニ牧野男ニ質ササルヲ得サルモノアリ予ハ米國大統領カ宣言シタル所ニ依リ其ノ国
際連盟ノ主唱タルコトヲ知ルヲシテ其ノ国際連盟ナル者ノ茫然タル大要ヲ知ルモ未タ具体的成案ヲ見タルコ
トナシ：『アングロサクソン』人種ノ現状維持ヲ目的トスル一種ノ政治的同盟ノ成立シテ其ノ以外ノ列國ハ
将来ノ發展ヲセラルルノ結果ヲ見ルニ至ルヤモ亦知ルヘカラス之ヲ要スルニ米國大統領ト謂ヒ又英國朝野ノ
政治家ト謂ヒ国際連盟ヲ主張シ居モ其ノ内容ニ至リテハ各々所見ヲ異ニスルニ拘ハラズ非常ノ熱心ヲ以テ同
一ノ題目ヲ提唱シ居ル以上此ノ問題ハ何ノ形式ヲ具ヘテ必ス実現スヘキモノト想像スルモ具体的成案ヲ見ス

シテ直ニ賛成ヲ表セントスルカ如キ予ハ大胆ナルモノニ非サルコトヲ表白セサルヲ得ス。⁶⁷

伊東は大隈・寺内内閣時においては強硬的な外交を主張していたが、原敬内閣成立後は俄に対米協調へと転身している。だが、このような伊東の発言から察するに、彼の中には依然として欧米諸国に対する警戒感が根強く残っていたといえるのではなからうか。そしてさらに外交調査会において牧野の考えに同調するものは原などの少数で、大多数の者が伊東と同様な立場であった。よって、国際連盟問題における日本の基本的方針は一月一日に内田が述べたような「本件具体的案ノ議定ハ成ルヘク之ヲ延期セシムルニ努メ」という国際連盟設立において消極的立場に立つものであった。このような日本の方針は国際連盟設立に沸き上がるアメリカやイギリスなどに悪い印象を与え、さらに「山東省権益」・「南洋諸島権益」継承問題以外は発言しなかったことから、「サイレント・パートナー」と揶揄されていく。日本外交の本格的な転換を考えていた牧野にとって、従来の外交方針と変わらない元老および外交調査会の態度に対して大きな不満が募っていく。そして牧野は、諸外国における日本の汚名を返上する好機として、国際社会に向けて唯一日本が提案する「人種差別撤廃案」に大きな期待を寄せることとなる。

(二) 人種差別撤廃案提案までの経緯

i、パリ講和会議における「人種差別撤廃案」提案の意図

大正八（一九一九）年一月一八日に、第一次世界大戦の戦後処理を目的としたパリ講和会議が開催される。参加国は、敗戦側のドイツ・オーストリアなどの国々と革命ロシアを除く交戦国全員で、イギリス自治領を加えて三十三ヶ

国。また各国全権代表は約七十名、これに随員団を加えると千人を超える大人数が会議に出席するという史上未曾有の一大会議であった。⁽⁶⁸⁾

そしてこの講和会議において、日本は参加国の中でもアメリカ・イギリス・フランス・イタリアと並ぶ「五大国」の一員としての地位を確保し、明治維新以来ほぼ半世紀にもわたって抱き続けてきた「世界の一国」という国家目標を達成する。だが講和会議中において、「大国」日本が諸外国に与えた印象は決して良いものではない。前述のとおり日本のパリ講和会議での基本方針は、「山東省権益」・「南洋諸島権益」継承問題などの自国に直接影響を及ぼす問題以外は「大勢に順応」するという消極的立場に立つものであった。そのために国際社会全体の利益・国際平和といった講和会議の根幹ともいえる問題に対し、日本は沈黙を守り積極的な発言がなされることはなかった。これが、会議開催中に日本が諸外国から「サイレント・パートナー」と揶揄されていく大きな要因となる。さらに原敬や内田康哉などの政府首脳陣が直接パリへ派遣されていなかったため日本全権は、会議中において各問題の採決をとる際には、常に回答を「留保」し政府の意向を確認した後に見解を示すといった極めて非効率的な外交スタイルとなっていた。このような日本全権の傍観的態度は、各国の失望を買うことへとつながっていく。その結果、重要問題を五大国が全体会議に先駆けて審議していく「五大国会議」が、アメリカ・イギリス・フランスだけで審議する「三大国会議」へと変更されていく一因となるのであった。

この日本の消極的・傍観的態度は「国際連盟設立問題」においても如実に現されている。大正八（一九一九）年一月二二日に行われた五大国会議で、牧野は国際連盟設立に対して次のような発言をしている。「日本としては、この問題で各国と協力することを厭うつもりはないが、距離的な遠隔さと準備不足のために、自分としては本国政府からの訓令なしには、拘束力をもつ連盟の諸規則に決定的な意見を申しのべるわけにはゆかない。むしろ日本政府は、新

しい機構を検討し、理解する時間的余裕を望んでいる⁶⁹。この牧野の発言は、前年一月一九日の外交調査会で内田が述べた「本件具体的成案ノ議定ハ成ルヘク之ヲ延期セシムルニ努メ」という日本政府の方針に沿ったものである。だがこのような態度は、各国代表にとっては不満を受け止められ、反撃をうけることとなる。ウイルソン米大統領は牧野に対し「一体日本は講和会議の基礎として他の国々がすでに承認をあたえている原則に同意を留保しようというのか」と攻撃し、さらにロイド・ジョージ英首相は「一体日本は、連盟規約の起草委員会に代表を出さないとうとうつもりなのか」と発言している⁷⁰。こうして牧野は、自身の思いとは裏腹にパリ講和会議開催劈頭から苦境に追いやられ、連盟問題への日本の熱意不足を他国に深く印象づけることを余儀なくされるのである。

このような諸外国からの失望の眼差しに対して、日本が唯一世界に向けて積極的な行動を行うことができたものが「人種差別撤廃案」の提案であった。パリ講和会議から五日後の一月二五日、全体会議において国際連盟の設立、及び国際連盟規約は講和条件の不可分の一部であるという総意のもと、国際連盟規約委員会設置の決議がなされ、第一回目の連盟規約委員会は翌月の二月三日から開かれることとなった。すでに各国の大勢が連盟設立に傾いた以上、日本としては連盟の外にあって国際的孤立に陥るのは避けるべきであるとの方針から、むしろ「連盟に加入して、成るべくその規約の実質を修正して、条約を緩和し、帝国将来の進展に対する障害を少なくする」ことが得策と判断されたのである⁷¹。大戦末期においてアメリカ・イギリスの合作という形でできた連盟規約案に対し、日本が実質的修正という形で特に問題として登場するのが「人種差別撤廃案」である。

前述のとおり、「人種差別撤廃案」が日本政府内において「いつ」・「どこで」・「誰に」よって発案されたのかは、どの先行研究においてもはっきりとした指摘はなされていない。だが「人種差別撤廃案」の目的については、当時の外交関係者が残した資料から、二つの見解に分かれてはいるものの、ほぼ解明されているということができよう。一

つ目の説が、所謂「日本人移民問題」である。その根拠となるのが、当時外務次官であった幣原喜重郎の「人種差別撤廃案」に対する認識であった。つまり、幣原は「人種差別撤廃案」を提案することで「既往二三十年來米國、豪州、加奈陀等に於いて惹起した排日問題の弊害を考慮し、是非この問題を機会に解決しておきたい」と考えていたのである。明治三九（一九〇六）年一〇月にカリフォルニア州サンフランシスコで発生した所謂「日本人学童隔離事件」や、カリフォルニア州議会にて明治四〇（一九〇七）年二月、明治四二（一九〇九）年十一月、明治四四（一九一一）年三月の三度にわたって提出された日本人土地所有禁止法案など、アメリカの一部地域から排日運動が盛んに行われ始め、その結果大正二（一九一三）年五月同議会において「帰化能力のない外国人の土地所有禁止法案」、所謂「排日土地法」が正式に州法として成立することとなる。この土地法の制定は、日本国民の感情を強く刺激し国民集会などで日米必戦論などが叫ばれていく。日米間において移民問題は外国の問題だけではなく、正に両国国民感情の問題にまで発展していくのであった。この事態に対して、日本は国際連盟設立を機会にこの日本人移民排斥問題を解決しようとし、その為に「人種差別撤廃案」が発案されたのである。

そしてもう一方の説が「国際連盟設立問題」である。大正七（一九一八）年十一月一三日の外交調査会で外相内田康哉が述べた「人種的偏見ヨリ生スルコトアルヘキ帝国ノ不利」を懸念した結果、「人種差別撤廃案」が生み出されたのである。では、さらに「帝国ノ不利」とは一体何を意味するのか具体的に考えてみると、同年十二月八日に伊東巳代治が発言した中にこそ、答えを見いだすことができるのではないだろうか。つまり国際連盟に対して「現在ノ歐米ノ第一等國カ其ノ現状維持ヲ目的トシテ、二等國以下将来ノ台頭發展ヲ抑制スルノ政略ナルニ外ナラス」、『「アングロサクソン」人種ノ現状維持ヲ目的トスル一種ノ政治的同盟ノ成立シテ其ノ以外ノ列國ハ将来ノ發展ヲ掣制セラルルノ結果ヲ見ルニ至ルヤモ亦知ルヘカラス』という警戒感を当時の日本政府は抱いていたのである。そうした認識の

もと「人種問題」が「国際連盟設立問題」と結びついて「人種差別撤廃案」が発案されていく。だが「人種差別撤廃案」について、その発案過程を具体的に示した資料が過去の研究において未だ提示されていない以上、「移民問題説」と「国際連盟設立問題説」の両説ともに、どちらが正しいのかは不明である。だが「移民問題説」が幣原の認識を基に論じられ、また「国際連盟設立問題説」が外交調査会での会議録を基にして論じられていることから察して、外務省内部では移民問題を、そして外交調査会では国際連盟を、というように互いに「人種差別撤廃案」に関して異なる目的を持っていたのではないかと考えられる。

だが、「人種差別撤廃案」において「移民問題説」・「国際連盟設立問題説」という異なる目的が存在してはいるものの、両者に共通するのが「大国」日本としての面目の問題であったということができているのではないだろうか。「人種差別撤廃案」は移民問題と国際連盟という日本の利益、「実益」という側面があるものの、「主義」あるいは「宣伝」という側面も同時に存在していたのである。⁷⁷ 具体的に述べると、「人種差別撤廃案」を世界に向けて発表することで、「アジアの盟主」としての権威を明確化しようとしたのである。つまり、日本は「大国」であるから他の黄色人種国と同様な待遇や差別を阻止しなければならないという危機感と同時に、黄色人種国日本が欧米諸国と国際社会の中で同等の立場に立つことで、他の黄色人種国に対し「アジアのリーダー」としての地位をアピールするという優越感が、この「人種差別撤廃案」を提案する根本的な意図であったということができよう。「人種差別撤廃案」の目的については、「移民問題説」・「国際連盟設立問題説」と見解が分かれるが、その意図について考えた時は「大国」日本という立場的・面目的な意図が存在したということができているのではないだろうか。

ii、人種差別撤廃案提案における日本の事前交渉と諸外国の反応

前述のとおり、パリ講和会議に向けて日本は「山東省權益」・「南洋諸島權益」繼承問題について事前の交渉を行い十分な準備をしていた。だが一方で、「人種差別撤廃案」については講和会議直前に急遽発案されたため、事前の交渉は一切為されていなかった。そのため大正八（一九一九）年一月一四日にパリに到着した日本全権団は、すぐ「人種差別撤廃案」成立に向けて各国との交渉を開始する。

まず最初に交渉を行ったのがアメリカである。当時アメリカは、国内において「日本人移民排斥運動」が盛り上がりを見せていたことから、人種差別問題解決において「希望ノ貫徹ニ故障トナルヘキハ主トシテ米國側ニ在ルヘキハ問題ノ性質上推斷ニ難カラサル」という日本政府側の判断があったからだ。同年一月二六日に珍田捨巳はランシング米國務長官のもとを訪問。「國際連盟問題に対する我態度を抽象的に説示」してアメリカ側の意向を探る。この珍田の説明に対し、ランシング自身の見解は肯定的なものであったが、それ以上は何も得られず、結局は國際連盟問題について日本の態度を聴取したいというウイルソンの意向を珍田に伝えるのみに留まった。そして翌月の二月四日、牧野と珍田はウイルソンの懐刀ともいわれるハウス大佐を訪れ、ランシングの時と同様に「人種差別撤廃案」についての説明を行い、連盟規約中に挿入すべき案として政府訓令の甲・乙二案を提示して様子をうかがった。以下は甲・乙案の内容である。

甲案

各国民均等ノ主義ハ聯盟ノ基本的綱領ナルニ依リ締約國ハ其領域内ニ在ル外国人ニ附与スヘキ待遇及權利ニ關シテハ法律上並事実上何人ニ対シテモ人種或ハ国籍如何ニ依リ差別ヲ設ケサルコトヲ約ス

乙案

各国民均等ノ主義ハ国際聯盟ノ基本的綱領ナルニ依リ締約國ハ各自其領域内ニ於ル外国人ニ対シ法律上竝
事实上正当権力内ニ於テ為シ得ル限り均等ノ待遇及權利ヲ与へ人種或ハ国籍如何ニ依リ差別ヲ設ケサルコ
トヲ約ス⁽⁷⁹⁾

その結果、ハウスは乙案について肯定的な見解を示し、ウイルソンも賛成するであろうから、国際連盟規約委員会に提出することも可能であるとの意向を示した。翌五日ハウスはウイルソンと協議を行い、その後日本側に若干の修正を施すものの「人種差別撤廃案」を連盟規約中に挿入することを、大統領案として国際連盟委員会に提出するつもりであると説明する。当初、最大の障害とみられたアメリカが意外にも好意的に受け取ってくれたことから、日本は人種差別撤廃案成立に大きな自信を得るのであった。

アメリカとの交渉に成功した日本は、次にイギリスとの交渉を開始する。だが、アメリカとは反対にイギリスはオーストラリア・カナダといった英国自治領からの反対にあい、容易に賛成しようとはしなかった。特にオーストラリアの反発は強く、日本は直接交渉を行うものの何の変化も見られず、「人種差別撤廃案」の成立は厳しくなっていた。ではなぜオーストラリアはこれほどまで「人種差別撤廃案」に反対するのであるのか。それはヒューズ豪大統領自身が頑固な性格であったということもあるが、当時のオーストラリア国内では労働問題が一番喧しい時であり、その秋の選挙で人種問題が講和会議で採用され連盟が取り上げたとなると彼の立場は悪くなり、反対党からの攻撃の好材料にされる、このことが大きな影響を与えていたと言われている。また、オーストラリアという国自身が白豪主義、

つまり白人優位の国内体制であったことも、その大きな要因としてあげられよう。⁽⁸⁰⁾

そのために日本はハウスとも協議の上、バルフォア英全権及び国際連盟委員会の英国委員であるセシルと会見する。二人とも「個人的には充分日本の立場を諒とするが、問題が非常に重大であって訓令の範囲を逸脱するのみでなく、元来国際連盟規約において信教の自由及び人種の対等というような問題を規定するのは妥当を欠く措置である」という意見を述べるに留まり、日本の希望に応ずるのは困難であるとした。⁽⁸¹⁾これは、最大の障害国がアメリカと考えていた日本にとって予想外の出来事であったといえよう。

イギリス・オーストラリア等の国々が反対の意向を示している以上、「人種差別撤廃案」が不成立に終わる可能性が強くなってきた。だが、規約委員会の審議も終結の時期が迫ってきたため、日本は「正否はともかく、このさい本問題に対する我主張を宣明することは将来のため極めて緊要」との判断から、人種差別問題に対する日本の立場を明らかにするため、二月一三日の委員会において連盟規約案第二一条「宗教に関する規定」の最後に以下の条文を加えるよう提議をした。

各国均等ノ主義ハ国際聯盟ノ基本的綱領ナルニ依リ締約国ハ成ルヘク速ニ聯盟員タル国家ニ於ル一切ノ外国人ニ対シ均等公正ノ待遇ヲ与ヘ人種或ハ国籍如何ニ依リ法律上或ハ事実上何等差別ヲ設ケサルコトヲ約ス⁽⁸²⁾

この提案にあたり牧野は提案動機を行い次のように述べて議案の通過に努めた。

過去において人種・宗教上の怨恨がしばしば各国民間の紛糾及び戦争の原因となっている。恒久平和の実現

を旨指す国際連盟は、本問題解決への途を開くために大きな努力を払わなければならない。もっとも、此の際各国民均等待遇に関する理想の即時実現を提唱するものではない。人種差別撤廃案はたんに均等主義を明らかにするもので、實際運用は世論の趨勢をたえず注視している各国家の責任者の手に一任しようとするものである。⁽⁸³⁾

この日本の提議は、規約委員会での採決の結果、ブラジル・ルーマニア・チェコスロバキアの代表から賛成されただけで否決される。⁽⁸⁴⁾ ちなみに、この時ウイルソンは別の会議に出席していたため、この場には参加していなかった。また、採決において各国委員から「人種差別撤廃案」だけでなく連盟規約案第二一条「宗教に関する規定」そのものを削除すべきとの声があがり、そのためセシル議長代理は、この削除案について委員全員の採決をとり、結果多数の支持が得られる。その後、議長であるウイルソンも委員会での結果に従うという意向を示したため、「宗教に関する規定」を削除されることとなった。⁽⁸⁵⁾ これは、日本は二度と「宗教に関する規定」の箇所到人種差別撤廃を加えることができないことを意味する。そこで、この会議に主席していた牧野は人種差別撤廃案提出の素地をつくる必要があるだと考え、ウイルソンに「後日会議ニ提出スヘキ提案有ルニ付キ好意ヲ以テ慎重考慮セラレンコトヲ希望スル旨」を伝える。⁽⁸⁶⁾ これにより、人種差別撤廃案は保留という形で残されることとなるのであった。

なお、後で触れるが、この頃から「人種差別撤廃案」の成立を求める国内世論の声が高まり始めていく。そのため日本政府は、世論という圧力が新たに加わったこともあり、是が非でも「人種差別撤廃案」成立を実現させなければならぬ状況へと追い込まれていくのであった。

(三) 人種差別撤廃案撤回に至る経緯

i、諸外国の反応に対する日本政府の対策

大正八(一九一九)年二月一四日、連盟規約案第二一条「宗教に間する規定」を削除した二四ヶ条から成る国防連盟規約案がひとまず完成したことをうけ、ウィルソンは急遽アメリカへ帰国する。帰国の理由は、当時アメリカ国内における「人種差別撤廃案」の反対運動を抑えることにあつた。アメリカ国内では日本人移民問題が深刻化しており、また黒人等の差別問題をも抱えていたことから、人種問題は本来国内問題であり「人種差別撤廃案」は内政干渉に当たるとして、強い拒否反応を示していたのである。

また、アメリカ上院議会においても、パリ平和会議に提出されている国際連盟規約を受諾するべきものではないという意見が多数を占め、もし「人種差別撤廃案」が採択されるようならばアメリカ合衆国は国際連盟に加入しないという決議がなされていた。この状況下では、逆にウィルソンも国際連盟は国内問題には介入しないことを認めざるを得なくなり、結局国内の意見を折えることができず、三月一五日には失意を胸にパリへ向かうこととなる。⁸⁷⁾

さて、引き続き交渉を継続することとなった牧野は三月一四日に、先の交渉で最大の障害となったヒューズと面会し、日本の提案理由とその真意を伝えた。これに対しヒューズは「事ノ是非ハ別トシテ豪州ニハ豪州ノ輿論及ヒ立場アルヲ以テ自分ニ於テハ充分之ヲ考慮セサル境遇ニ居ルノ事情ハ解察ヲ請ハサルヲ得ズ：従テ自分ニ於テハ右主張ニ対シ異論ナシトスルモ之ヲ支持スルニハ日本側提示ノ語句ニ支障ナキヤ否ヤ充分ニ考究ノ上ニアラサレハ確答難シ、⁸⁸⁾つまりヒューズ自身としては異論がないものの、オーストラリア国内の事情から賛成はしかねると答えるに止どまり、反対の意思を表明し続けていく。

このヒューズの意味は、三月二五日のイギリス全権ホテル内におけるカナダ・ニュージーランド・ニューファンドランド・イギリスそしてオーストラリアの五国を交えた日本との交渉においても変わることはなかった。牧野はヒューズに「人種平等を唱えたところで直ちに国内の法律を改正しようとか、国内の制度に立ち入ってこれを動かそうとかそういう企てではない。主義としてこれを認め、連盟として人種間の協調気分を養うことが眼目である」と説得する⁽⁸⁹⁾。だがヒューズは牧野の説得に対し「濠洲輿論ノ代表者タル余ノ立場トシテハ徹頭徹尾反対ノ態度ニ出ツルノ外ナシ」と自身の国内事情を繰り返して述べるのみで、説得に断固として応じようとはしなかった。さらにヒューズは牧野に対して「濠洲人百中九十五人」、つまりオーストラリア世論のほぼ全てが「人種差別撤廃案」の背後にある思想自体に反対していると述べている。結果的に牧野の再三に渡る説得もむなしく、ヒューズは会議に出席している他の諸外国に対し「諸国ノ行動ハ自由也、余ハ余ノ本領ヲ守ルノミ」と「傲語」し、途中で退席してしまう。会議もヒューズの退席をうけ、そのまま終了し、日本側の説得は失敗に終わる⁽⁹⁰⁾。

さらに、三月二九日においてヒューズは日本の主張が容れられたならば、連盟規約への調印を拒否して帰国すると言明、国際連盟自体に圧力をかけるようになっていく⁽⁹¹⁾。このようなヒューズの強硬的な態度は、牧野の努力により「人種差別撤廃案」支持に傾きつつあったイギリス・ニュージーランド・カナダなどの国々に圧力を与えることとなり、結局は反対の立場に戻っていく。また、前述のとおりアメリカにおいても国内の事情により反対の立場へと変わることから、「人種差別撤廃案」成立は絶望的な状況へとなっていく。

このような事態にあって、外交調査会は三月三〇日に日本全権団に以下のような訓令を出す。

委員ノ努カニモ不拘會議ノ形勢上我提議到底成功シ難キ場合ニハ

第一案 別電ノ如キ宣言ヲ聯盟規約ノ附属トシテ添附スルト共ニ該宣言ニ対シ列國委員ヲシテ了承ノ旨

ヲ言明セシムルコト

第二案 右宣言ヲ単ニ規約ノ附属トシテ添附スルニ止ムルコト

第三案 該宣言ヲ會議録ニ記入セシムルコトノ三案ニ從ヒテ行動スルヘク若シ第三案ノ破ルル場合ニハ

乍遺憾聯盟規約調印ヲ一時見合ハス可シ

別電

本日國際聯盟規約ニ調印セムトスルニ當リ日本全權委員ハ聯盟各個ニ於テ特ニ國際聯盟ノ根本主義ニ顧
ミ人種又ハ国籍ノ理由ニ基ク法律上又ハ事実上ノ差別待遇ヲ他ノ聯盟國國民ニ加フルコトヲ成ルヘク避

クヘキヲ切ニ期待スル旨ヲ宣言ス⁹²

さらに外交調査会は四月一日再び訓令を發して、規約前文に「國際聯盟加入國民ハ総テ平等ナルノ主義ヲ是認シ」⁹³
という一句を挿入する案を承認させると共に、先に挙げた三月三〇日の宣言案を會議録に記入させること、これが不
可能であるならば、単に規約全文中に提案を挿入するだけで調印すること、もしこの案も採用されなければ上に挙げ
た訓令に従って行動し、日本の地位を明瞭に宣言することを指示した。そして全權からは規約に規定することは「此
ノ上何等施スニ術ナキモ會議録ニ其ノ事ヲ特書スルハ難事ニ非スト認ム」と判断するとの返電があつた。⁹⁴
ここまでの日本政府（主に外交調査会）と日本全權団との訓令のやりとりから、従来「人種差別撤廃案」の研究に

おいて通説とされている池井研究では「日本の人種差別撤廃案は実益から主義へ、更に面子の問題となった」というように、「人種差別撤廃案」の性質・意図が大きく転換したとされている⁹⁵。だが、訓令の内容だけから外交調査会が「人種差別撤廃案」を面子のみの問題として捉えようと判断するのには些かの疑問が残る。『外交調査会会議筆記』によると、三月三〇日の会議内において伊東巳代治は次のような発言をしている。

帝国政府ノ講和会議ノ席上ニ表明シタル宣言ハ世界各国ニ公表セラルヘク講和会議ノ記録ニ記入セシムルト
否トノ如キ素ヨリ何等重キヲ為モノニ非ス：人種差別撤廃問題ノ如キ主義トシテハ関要ナル重大ナルモ實際
国家ノ現状ニ異動ヲ来サルカ如キモノノ比ニ非スノ其成行如何ニ因リテハ本会ハ政府当局ト共ニ慎重審議
ヲ尽シ連盟ヲ脱退スルモ辞セサルベカラサルコト注意シ置カント欲ス

これに続き、犬養毅も次のような発言をしている。

人種差別待遇問題ニ付我全権委員カ唯夕主義ノ認容ヲ求メテ実行ニ至リテハ敢テ問フ所ニ非ストシテ主義ト
実行トヲ別々ニスルカ如キハ抑モ何ノ謂レナルヲ解スルコト能ハス

この伊東・犬養の発言を要約するならば、伊東は「会議の記録に日本の主張を記載させたところで、何も変わりはない。日本政府は人種差別撤廃案が不成立となったら、国際連盟から脱退すべきだ」と主張し、犬養も「主義として国際連盟に認められたとしても、それが実行に移されなければ意味はない」と主張している。そうしたことから、

二人は牧野が人種差別撤廃案の条文中に「成ルヘク」という文言を挿入しようと提案ことに対しても強く反発する。この主張は伊東・犬養だけではなく、内田康哉や田中義一等も肯定的見解を示している。⁹⁶つまり、外交調査会内部においては未だ「人種差別撤廃案」を面子・面目の問題と共に、「実益」の問題として重視する意見も存在していたのである。確かに、訓電だけから見れば面目のみの問題に変化したとも言えなくもない。だが、先の訓令を発する迄に至る経緯をみると、未だ「実益」の問題を主張する人物が多くいたことが分かる。

この『外交調査会会議筆記』には、最終的にどうして三月三〇日と四月一日の訓令が出されたのかについては詳細な記載がされていない。この様に「人種差別撤廃案」の研究においては概論的なことは解明されているが、細部においては資料が十分に整理されていないためか不明確なところが多い。これが、「人種差別撤廃案」を研究する上での一つの問題点ではないのかと思われる。

ii、「人種差別撤廃案」撤回における原敬の認識

日本全権は外交調査委員会が発した訓令どおり、大正八（一九一九）年四月一日の国際連盟委員会最終会合の場で、再び人種差別撤廃案を提唱することとなる。牧野は国際連盟委員会の規約案各条の審議が終了し前文の討議に移ると、そこで、前文中に「各国民ノ平等及ビ平等及ビ其ノ国民ニ対スル公正待遇ノ主義ヲ是認シ」という一句を挿入するよう提案する。

これに対しセシルは「如斯文句ヲ挿入スルハ全ク無意味ナルカ如シ何等意味アリトセハ重大ナル反対アルヲ免カレズ：此種ノ問題ハ事態上国際連盟確立後ノ活動ニ俟ツキモノナリ日本力現ニ於テ五大国ノ班ニ列スルノ事実ニ鑑ミ待遇ノ優劣ハ本連盟ノ関スル限り問題トナラス」と反対の意を表明した。そしてセシルに次いで、イタリア委員、フラ

ンス委員、ギリシア委員、中国委員、ポーランド委員などの賛否両論の討議が行われ、最後にウイルソンは「本件ハ平静ニ取扱フヘキ問題ニシテ総会謙ニ於テ論議スルコトハ之ヲ避ケ難シ」として、「人種差別撤廃案」の提案そのものを取り下げるべきであるとの発言をする。だが、このウイルソンの発言に対して牧野は尚も採決を取るよう要求し、最終的に委員会でのこの牧野の要求は認められ採決を行うこととなった。そして採決の結果は、議長であるウイルソン以外の出席者一六名中一一名が、日本の提案に賛成するというものとなった。具体的な内訳は、賛成がフランス二名、イタリア二名、ギリシア・中国・ポルトガル・チェコ各一名、日本二名であり、反対はイギリス・アメリカ・ポーランド・ブラジル・ルーマニアの五名である。

この結果を受け、議長であるウイルソンは「本件提議ハ全會一致ヲ得サルニ依リ不成立ト認ムルノ他ナシ」と宣言する。この決定に対し、牧野が「會議ノ問題ニ就キテハ多数決ニ依リテ決定シタルコトアリ」と、これまでの会議において全会一致ではなく多数決で決定された議案の事例を挙げ反論するが、ウイルソンは「本件ノ如キ重要ナル事件ノ決定ニ就キテハ従来トモ全會一致尠クトモ反對者ナキコトヲ要スルノ趣旨ニ依リテ議事ヲ取扱ヒ来レル」という理由を述べ、牧野もそれに同意し、二度目の「人種差別撤廃案」の提案も否決に終わるのであった。だが牧野は最後に委員会へ向け「日本ハ其ノ主張ノ正常ナルヲ信スルカ故ニ機会アル毎ニ本問題ヲ提起セサルヲ得ス又本夕自分等ノ陳述及ビ賛否ノ数ハ之ヲ議事録ニ掲ケラレタシ」と要請、ウイルソンもこれに同意して会議は終了する。⁹⁷⁾

その後、牧野は大正八（一九一九）年四月二八日の連盟国総会議で、人種問題の「留保」に関する演説を行い、演説の最後において「日本政府及ヒ人民ハ永年不断ノ不満ヲ解決セムコトヲ目的トシ深甚ナル國民的確信ニ基ケル公平ナル主義ノ主張カ委員會ニ於テ採納セラレサリシコトニ對シテハ頗ル遺憾トスル處ニシテ将来聯盟ニ於テ同主義ノ採用セラルルニ至ル様其ノ努力ヲ維持スヘシ」と述べ、人種差別撤廃問題に対する日本の立場を表明するのであった。⁹⁸⁾

以上のように日本は国際連盟規約中に「人種差別撤廃案」を挿入することを、取り敢えずではあるが断念することとなった。この「人種差別撤廃案」提案の撤回は日本国内で大きな反響を巻き起こし、政治団体や諸新聞からは国際連盟への加盟を見合わせるべきとの強硬論が多数見られるようになる。⁽⁹⁹⁾

しかし、日本政府、特に外交調査会はあくまでも対米協調の姿勢は崩さなかった。勿論、外交調査会内部においても強硬論的な発言をする人物は存在している。特に伊東巳代治は「人種差別撤廃案」を含めた様々な問題に対して、欧米諸国に同調的な牧野の態度を「軟弱」であると非難していく。その中でも「人種差別撤廃案」における伊東の牧野への批判は厳しく、また犬養毅、田中義一、内田康哉等も同様な見解を示していたことで、牧野は徐々に外交調査会から孤立した状態に立たされていった。しかし、そのような中で常に牧野への理解を示していたのが原敬である。前述のとおり、原と牧野は対米協調という同じような外交方針に対する認識を持っていた。その為に、欧米諸国に同調的な牧野に対して同情的であり、大正八（一九一九）年四月二二日の外交調査会において牧野に対する批判が高まる中、原は次のような発言をしている。「牧野男ヲ我全権委員ニ推進シタル責任ニ付テハ全然自分ノ負担スル所ニシテ間男ノ行動ニ付多少不満足ノ点アルヘキモ今更之ヲ窮追スルモ事ニ益ナシ牧野男ノ発言ガ当初ヨリ連盟案ニ反対ノ意ヲ表シタランニハ我ハ帝国ハ連盟以外ニ超脱スルコトナリ国際間ノ班列ニ除外セラルルノ虜ナキノ非ス」。⁽¹⁰⁰⁾

さて、その原敬であるが、強硬に「人種差別撤廃案」を成立させていこうとした伊東達に対して、原は一体どのような認識を持っていたのであろうか。原は同年三月一二日の日記で「人種差別撤廃案」について「此事元来成功するや否や覚束なき事柄」⁽¹⁰¹⁾と記している。また、先に触れた三月三〇日の外交調査会において、「成ルヘク」という文言を挿入しようとする牧野を伊東達が激しく非難する際にも、原は「夫ハ無益ノ手續キニシテ第一、第二ノ両案ハ到底絶望ト認ムル外ナク第三案ハ必シモ主張スヘキ価値ナシト認ムル以上ハ強ヒテ電報往復ノ煩ヲ取ルヲ要セサルヘシ殊

ニ近来電信ノ折柄此ノ往復ニ意外ノ日子ヲ要スケレハ之力為ニ在仏全権委員ヲシテ煩累ニ陥ラシムルモ無益ノ事ナリト信ス⁽¹⁰²⁾と、周囲の人間より冷静な態度で発言している。

このような原の「人種差別撤廃案」に対する冷静な態度は、同じく三月三〇日における日記の中にも現れている。「此案は徹底我提案どおり可決を見る見込みなきも、之が為に連盟を脱退するほどの問題にも非、結果行きはざるも現状を保つこと得ば可なりと云う事は、伊東を始め皆な同感なり」⁽¹⁰³⁾。

だが一方で、西園寺公望が講和会議に出席するため、パリへ向け日本を出国しようとする際、原から人種平等・差別的待遇撤廃のために健闘するよう「懇囑」を受けていることから、⁽¹⁰⁴⁾初期の頃は原も「人種差別撤廃案」についてそれなりの期待があったものと思われる。

そもそも従来の研究の中で、原敬は「人種差別撤廃案」についてどのような認識を持っていたのかについて詳細に触れたものはなく、⁽¹⁰⁵⁾『原敬日記』や『外交調査会会議筆記』などの記述や発言から断片的にしか知ることができないので、小論においても明確に述べることはできない。しかし、先に挙げたこれらの痕跡と、原の対米協調外交方針という認識とを考慮に入れ、そこから答えを導き出そうとするならば、次のようにいえるのではなからうか。

欧米諸国が否定する「人種差別撤廃案」に必要な以上にこだわり続けることは、最終的にアメリカとの関係を悪化させることにつながり、第一次大戦以降続いている日本の孤立化にさらなる拍車をかけることになる。また、伊東などの強硬論に賛同してパリ講和会議脱退・国際連盟不参加ということになればアメリカとの協調外交は完全に潰れてしまう。これだけは絶対に阻止しなければならない。つまり、人種差別撤廃案が欧米諸国から否定された以上、対米協調外交を考える原にとって、それに固執し続けることは避けなければならず、そのために「人種差別撤廃案」を撤回させ対米協調外交を維持していこうとした。

前述の通り、原敬に関する研究は国内政治に関する事を中心に数多く存在するが、「人種差別撤廃案」並びに「パリ講和会議」における原の外交指導については、現在十分な研究が行われていない状況にあるといえよう。国内政治体制の変化、そして外交方針の変化により誕生した日本初の本格的な政党内閣である原敬内閣が、組閣後最初に直面した外交問題がパリ講和会議であった。過去のパリ講和会議に関する研究は、旧来の強硬外交方針の延長線上に立って論じられているものであり、対米協調外交を主張する原がどのような認識に立ち対講和会議政策を進めていったのか、またその政策を進めていく中でどれ位の影響力があったのかは必ずしも明確化されてはいない。第一次世界大戦後からワシントン会議までの期間に日本外交は対米協調を基本的根幹とするという大きな転換を向かえることとなるが、その中間地点に位置するパリ講和会議において、原はどのような外交指導をしていたのか、また外交調査会にどの程度の影響力を持っていたのか、これらのことに関しては未だ議論の余地が残されているのではなからうか。

三 人種差別撤廃案撤回後の国内状況

(一)、日本外交の失敗と外務省改革

i、南洋諸島権益・山東省権益両継承問題の経緯

前述のとおり、パリ講和会議において日本が最も重視したのが「山東省権益」と「南洋諸島権益」の継承問題、「人種差別撤廃案」の三つであった。このうち「人種差別撤廃案」は、アメリカなどの反対にあい不成立に終わったが、「山東省権益」・「南洋諸島権益」継承問題は日本の要求どおりに進み、それぞれ諸外国からの批判はあったもの

の両權益の獲得に成功することとなる。そこで、ここではどのような経緯をへて日本はこれらの問題を解決していくことができたのを簡単に触れておく。

まず「南洋諸島權益」継承問題についてみていきたい。大正八（一九一九）年一月二四日、五大国会議のなかでドイツ植民地処分問題が取り上げられ、イギリス、フランスなどの国々から植民地併合の強い要求がなされる。日本も牧野が一月二八日の会議で、赤道以北の南洋諸島における割譲要求を正式に提示した。だが各国から出された要求にたいしてウイルソンは、戦勝国による植民地併合という帝国主義的政策では敗戦国の復讐心を煽り争いの根を将来に残すものとして各国の要求を退け、それに代わるものとして国際連盟による委任統治を提案する。だが、このウイルソンの提案にたいして日本・フランスなどの国々は反対し、議会は「各国の統治」か「国際連盟の統治」かで意見が二つに分裂していくのであった。⁽¹⁶⁾

この事態を打開するために南アフリカ連邦のスマッツは、所謂「スマッツ案」を一月三〇日の会議に提出し意見の調整を図っていく。「スマッツ案」とは、委任統治の原則を認めつつ、委任統治地域をA・B・Cの三級に分け、C式の地域については「受任国領土の構成部分としてその国法の下に施行を行う」ことを認め、これら地域への併合要求を實質的に満たそうとするものである。また日本の要求する南洋諸島は、この案によるとC式地域に属することとされた。⁽¹⁷⁾ 会議は「スマッツ案」をめぐり激しい議論が繰り広げられていき、ウイルソンも容易には同意しようとはしなかった。だが次第にウイルソンも議会のこう着状態を避けるため「スマッツ案」に対し肯定的な見解を示していくようになり、最終的にはドイツ領植民地処分の根本的方針として正式に承認され、実行されていくこととなる。そして五月七日には、「スマッツ案」にもとずき日本が赤道以北の南洋諸島に対する受任国としての資格が与えられることとなり、この問題は無事に成功し終結するのであった。

では次に「山東省權益」繼承問題はどうか。山東省のドイツ領權益繼承問題は、講和會議にのぞむ日本外交にとって最も重要な課題であった。大正八（一九一九）年一月二十七日と翌二八日の五大國會議において、牧野は山東省權益における日本側の要求を提出、その主な内容は、膠州灣租借地その他山東省におけるドイツ權利の無条件讓渡と、その代わりとして大正四（一九一五）年の「二一ヶ条要求」の締結により自由処分權を獲得したのちに膠州灣租借地を中国に返還する、というものであった。⁽⁸⁸⁾当初日本は事前にイギリス・フランス・イタリア・ロシアの国々と交渉を行い、承認を得ていたのでこの問題を簡単に解決できると考えていた。しかし、會議が始まると中国全權顧維鈞は、日本に対してドイツの所有する一切の權利を中国に返還するよう主張し、日本は苦戦をしいられることとなる。顧維鈞は、①「二一ヶ条要求」の取り決めは日本の脅迫に基づいたものであるということ、②第一次世界大戰時に中国はドイツに対し宣戰布告をしたということで、両國の間で締結された條約はすでに消滅していること、これらを根拠として山東省權益の繼承という日本の要求に対し強く反発していったのである。⁽⁸⁹⁾またアメリカも中国側の主張を支持し、日本に対抗していく。この米中兩國からの非難は日本が予想する以上に厳しく、情勢は日本側にとって極めて不利なものへと変わっていった。

山東問題については、その後も日中双方の態度は変わらず、意見も平行線をたどり、こう着状態が続いていった。そこで外交調査会は四月二一日、この現状を打破すべく山東問題について改めて討議をおこない、そこで決められたことを訓令としてパリにいる全權團のもとへと送っている。その内容は以下のとおりである。

青島ノ処分ニ関スル帝國ノ方針ハ曩ニ第一二六号往電ニテ申進シタル通無償無条件ニテ独逸ヨリ獲得シタル
上日支協約ノ条文ニ従ヒ之ヲ支那ニ還付スルニ在リ右ハ帝國政府最終ノ決定ニシテ何等ノ変更ヲ許ササル次

第ナルニ付若シ右主張ニシテ其儘貫徹セサルカ又ハ国際聯盟委任管理ノ制ヲ青島ニ関スル我要求事項ニ適用セラルルカ如キ場合ニハ国際聯盟規約ニ調印スルコトヲ見合サレ直ニ請訓セラレ度又万一閣下等ニ於テ既ニ右帝国政府ノ決定ニ反シ何等「コンミット」セラレタル所アリトスルモ帝国政府ニ於テハ面目上何等讓歩ノ余地ナキニ付其ノ御含ニテ最善ノ努力ヲ希望ス⁽¹⁰⁾

四月二二日の會議に出席した牧野と珍田は、訓令通り山東省權益について日本の要求を行い、もし満足な結果が得られない場合には国際連盟に調印できない意向を表明する。この日本の強硬案は、翌二三日に、イタリアがフェューメ問題に対する會議の処置を不服としてパリから引き上げた事件をきっかけとして有利に働くこととなる⁽¹¹⁾。外交調査会はイタリアの強硬的とも言える態度にたいして、「コノ重大問題（山東問題のこと：筆者註）ニ甚大ノ影響ヲ生シ来リタルハ伊太利ノ進退問題ナリトス伊国ノ講和會議ニ対スル極メテ強硬ナル態度ヲ固持シテ一步モ譲ラズ決然トシテ巴里ヲ退去シタルノ快挙ハ我国刻外ノ地歩ニ対シテ有益ナル声援ヲ与フルモノ⁽¹²⁾」という見解をみせ、中国側に同情的な見解をみせるウイルソンに対して、強硬な態度でのぞむよう全権団にたいして指示をしていく。

四月二四日、イギリス外相バルフォアのもとを訪れた牧野と珍田は、膠州湾返還についての条件を討議し、翌二八日の會議において日本は山東半島を中国の完全な主権のもとに返還することとし、ドイツが持っていた經濟的權利ならびに青島に遺留地を設定する權利を保留する内容の覚書を提出することになる。これは、主権は中国に返すが最も重要な經濟的權利は日本がドイツの代わりに保有するという、いわば大部分の日本の主張を認めるということを意味していた⁽¹³⁾。そして、ウイルソンもこの日本の要求を認め、山東問題は一応解決することとなる。

だが「山東權益」継承問題解決は、その後において大きな波紋を広げていく。後述するように、まず中国国内では、

日本の山東省權益繼承を不服として五・四運動が発生する。そして、その影響を受け中国政府は国際連盟脱退および講和条約全体への調印を拒否する事態にまで発展していった。また中国だけでなくアメリカにおいても、国内では「ウイルソンは国際連盟設立に汲々たるあまり、中国の緊切利益を犠牲に供した」、⁽¹⁴⁾「人種差別撤廃案の否決が日本を非協力的にした。アメリカが人種問題で日本を支持していたのならば、山東問題はアメリカの希望通りに解決したであろう」という批判の声があがり、⁽¹⁵⁾「国際連盟問題や「人種差別撤廃案」問題とともにアメリカ世論の講和会議にたいする警戒感を高めていき、後にアメリカの国際連盟不参加および講和条約の調印拒否という結果を招く一つの遠因へとなっていく。

このような様々な批判があがるのを事前に予測することができながら、ウイルソンが中国側の主張を切捨て日本の山東省權益に対する要求を認めた理由は、国際連盟を無事成立させるといふ目的のためであった。つまりウイルソンは、山東省における要求を容れなければ日本は国際連盟規約の承認を拒みパリから引き上げてしまう、そうならば国際連盟は成り立たなくなってしまうと考えたのである。また、ウイルソンは日本の山東省にたいする要求を認めても国際連盟が成立し日本もこれに加入すれば、連盟を通じて修正することができるという思惑もあつた。⁽¹⁶⁾そのため山東問題に対してウイルソンは日本に有利な条件でそれを承認したのである。だが前述のとおり、後の結果からみてもウイルソンのこの判断は失敗であつたと言わざるをえないであろう。このパリ講和会議の失敗点または問題点が、後のワシントン会議開催のきっかけとなっていく。

ii、講和会議における失敗と外務省の台頭

日本はパリ講和会議において、日本政府は「人種差別撤廃案」は成立させることができなかったものの、「山東省

「權益」・「南洋諸島權益」については要求がほぼ承認されたことから、一応の成果を収めることができたという認識をもっていった。

だが、講和会議を通し日本は諸外国からの信頼を失っていくこととなる。前述のとおり日本は、自国に直接かわる問題以外は「大勢に順応」するという方針をとり、そのことが第一次世界大戦後における国際協調や平和主義という新たな国際的潮流のなかでヨーロッパ諸国から「消極的」・「無関心」的な態度であると見なされ、「サイレント・パートナー」と揶揄されていくきっかけともなっていた。また、原敬や内田康哉などの政府首脳が直接パリに向いていなかったことから、講和議会議において日本全権は自らの判断を進めていくことができず、何事においても日本政府の指示を仰いだから行動しなければならなかった。そのため日本全権の議院内での意思表示は、例えば採決をとる際には、常に「留保」して後日に日本の意思を表明するといった非効率的なスタイルにならざるをえなくなっていた。⁽¹¹⁾ さらに、「山東省權益」継承問題のときには「人種差別撤廃案」の撤回と山東問題や解決とが、ちょうど同じ時期に重なっていたことから、各国から日本は「人種差別撤廃案」を「山東問題の取引に使った」あるいは「外交的煙幕として提出した」といわれ、日本が掲げた人種平等という原則に対してこれを疑問視する声があがるようになっていった。

このようにパリ講和会議を通して日本に対して各国からの非難が上がっていくこととなるが、それ以上に日本にとって最も衝撃的だったのが、同じアジア諸国である韓国や中国で発生した三・一運動、五・四運動と呼ばれる抗日運動の激化であった。大正八（一九一九）年三月一日、日本が「人種差別撤廃案」を会議において提案し、各国との交渉を重ねていくなか、韓国において三・一運動（万歳運動）と呼ばれる独立運動が発生する。それは、ウィルソンの民族自決主義の衝動に刺激されたものであったが、根本的原因是過去における日本の植民地統治にたいする怒りや差別

が爆発したものといつてよいであろう。⁽¹⁰⁾

そしてこの排日運動は、さらに中国において同年五月四日に発生した五・四運動によって頂点を迎えることとなる。五・四運動は大正八（一九一九）年四月三〇日、日本の山東問題についての要求が講和会議内において承認されたことに対する、中国民衆の不満の現われであった。『東京朝日新聞』は当時の中国について書かれた社説の中で、「日本が関東州、その他満州における「殖民政治」で日中両国人にたいして差別的待遇を行っており、近年それが一段と露骨になっている」と指摘し、さらに「在日中国人留学生は彼らにたいする日本人、ことに日本人学生の傲慢無礼な態度、警察官の無知、下宿屋の虐待などで社会的差別待遇うけており非難の声をあげている」と論じている。⁽¹¹⁾ このことから、当時の韓国・中国における日本への不満がどれほどのものであったか察することができよう。

以上のことから、日本は第一次世界大戦後の新しい国際的風潮のなかで開催されたパリ講和会議にたいして強硬的・自閉的態度でのぞんだ結果、領土拡張という目的に関してはほぼ達成することができたものの、欧米諸国の失望や中国・韓国からの反発にあい、さらに国際社会のなかで孤立した存在となっていくのであった。

このパリ講和会議における日本外交の失敗は、日本国内において多くの影響を与えていくこととなる。特に外務省は講和会議後においては様々な変革と遂げていく。ここで講和会議に参加した随員が記した、全権団内部の自己批判として以下の一節がある。

英国ノ如キハ全権ノ宿舍ノ外ニ三大ホテルヲ徴発借受ケ数百人ヲ以テ組織シ各問題ニ付夫レ夫レ専門家ヲ網羅セルノミナラス問題タルヘキ各地ニ厩大ナル情報機関ヲ有シ常ニ情報ヲ事務所ニ集中シ印刷所ヲモ有シタリ従テ問題起レハ既ニ準備セル詳細ナルナル報告ト提案ヲ速ニ作成シ問題毎ニ詳密ナル調査ト意見ヲ提出シ

得ル様組織モ材料モ整へ居タリ米國亦之ト同様ナリ之ニ反シテ我事務所ハ僅ニ数名ノ実業家及財務官ヲ専門家トシテ有スルニ止マリ殊ニ經濟労働交通ノ如キ問題ニ就イテハ何等ノ予想モ準備モナク將又事務ニ当レル書記官以下ノ如キハ外委員会五国会議首相會議ニ僅ニ手別シテ出席シ報告ニ忙シキノミナラス内事務所ニ於ケル調査研究立案ニモ從事シ多クハ數問題ニ付兼担スル有様ニシテ人手ノ不足準備ノ不完組織ノ狭小到底他ノ四大強國ノ如ク事務意ニ任セス從テ複雑ナル各種議題及広汎ナル大部ノ案ニ付急ニ詳細ナル調査モ立案モ出来ズ僅ニ此ノ少数ノ職員ヲ以テ問題ノ討議進行ニ追隨スルニ必死ノ努力ヲ為シタリ^(註)

この記述からも分かるとおり、外務省はパリ講和會議を通して會議外交の經驗不足、また他にも語学力を含め數々の問題点が浮上し、そのため省内部において「外務省革新」という認識が広がりをもせていった。

その中でも、講和會議に参加した若手官僚達の意識はめざましく大正八（一九一九）年九月二〇日に、有田八郎、重光葵、齊藤博、堀内謙介らを中心として「外務省革新同志会」が結成され、外務省改革を實行すべく様々な活動を展開していく。若手官僚の活躍に対して、遂には外務省上層部においてもこれを認めざるをえなくなり、語学留学や他官庁との交換人事といった制度が設けられ、外務省の機能充実が推進されていくのであった。^(註)

外務省がパリ講和會議以降において積極的な活動を展開していく一方で、外交調査会は國際連盟をはじめとする外交問題の専門化および複雑化のため、次第にその機能が低下しはじめていく。そして「然るに外交調査会は、講和會議の問題が一段落を告げたところから、次第に廃止説が盛んとなり、さらに華府會議が終わって、軍縮に関する諸條約が批准せらるるに及んでは、單なる外交報告機關の如くに化してしまった。外交調査会は、元來が永久的なものではなく、その名の如く臨時機關である。すでに本来の任務を終わった上は、強ひて報告機關として存置する必要はない

のである⁽¹²⁾」といった外交調査会廃止の声が国内からあがっていった。そのため、外交調査会は大正一一（一九二二）年九月一八日をもって廃止されることとなる。

また軍部もパリ講和会議やその後のワシントン会議において、平和主義的風潮、つまり軍縮の波に逆らうことができず、外交政策決定におけるイニシアチブを低下させていった。外交調査会や軍部がパリ講和会議以降、外交に関する影響力を低下させていったことが一つの要因となり、外務省はそれらに代わり再び外交の表舞台に立つこととなる。そして、一九二〇年代において所謂「幣原外交」と呼ばれる、外務省主導による対米協調外交が展開されていくのであった。

（二）国内世論の動向とその影響

i、日本国内における人種差別撤廃案提起の反応

第一次世界大戦はヨーロッパ全土を巻き込み、その戦争形態が「総力戦」へと発展していったことから大戦終結時にはヨーロッパ諸国は疲弊し、市民の間からは国際平和と、それを保障する新たな国際秩序を求める声があがっていた。前述のとおり、ウイルソンおよび「ウイルソンの一四ヶ条」が、ヨーロッパ諸国から熱烈に歓迎されるのは、このような大戦後における市民の期待があったからである。そして、ウイルソンの構想を実現させていこうとするのがパリ講和会議であり、ヨーロッパ諸国は世論の後おしをうけ新しい国際秩序の構築に向け積極的な活動を展開していくこととなる。

だが、一方で日本は欧米諸国に同調することなく、もっぱら自国の「国民的利益」確保のみに専念し、各国からの

批判を浴びていく。そうした日本政府の講和会議に対する欧米諸国との認識の差は、日本外交の経験不足とともに、第一次世界大戦における被害が比較的軽微であったためにヨーロッパ諸国における平和への希求が日本国内においては極端にみられなかったことも、その一因としてあげられよう。⁽²⁴⁾

しかし、日本政府の自国の利益のみを追及するというパリ講和会議に対する考え方は、国内の新聞世論からみてもほぼ同様なものであったといえることができる。当時日本の新聞論調は、内政問題に関しては政府に批判的で厳しいものであり、「野党的」立場に立つものが主流であった。だが、外交問題に関しては強硬外交論を主張する場合が多く、そのときどきの政府外交を支持するか否かは強硬外交という視点で判断していたのである。⁽²⁵⁾ パリ講和会議についての新聞論調でも、この傾向は当てはまり、多くの新聞は政府と同等な立場に立ち、「国民的利益」確保を実現すべくパリにいる全権団に対して叱咤激励していくのであった。

特に新聞論調の強硬外交論的立場が、日本政府よりも顕著だったものの一例として「国際連盟設立問題」および、それに伴う「人種差別撤廃案」があげられる。「国際連盟設立問題」は新聞世論においてはとかく冷静な「パワー・ポリティクス」的視座においてとりあげられていく。⁽²⁶⁾ つまり、今後において設立されるであろう国際連盟が、欧米諸国の世界支配のための具となり、そのために日本の将来が大きく拘束されるのではないかという警戒感を抱いていたのである。そのために、日本政府が国際連盟に対する政策方針として「人種差別撤廃案」を発案したさい、諸新聞はこれに強く支持する態度をとっていった。大正七（一九一八）年二月一〇日の『東京朝日新聞』は、「わが国は平和会議において人種平等を要求すべきであるとの論が最近さかんに唱えられてきているが、これは賛成である、それのみならず、人種平等の原則が国際的に承認されることが国際連盟にわが国の加入する上の前提条件である」と極論し、他の新聞もこれと同等な見解を示していった。これらのことを考えると「人種差別撤廃案」の成立が日本の国際

連盟加入においていかに重要な位置を占めていたのか、少なくとも新聞世論に關しては察することができよう。⁽¹²⁸⁾

前述のとおり、当時の日本国内における新聞論調はパリ講和会議全体において政府と同様に「国民的利益」確保を第一とし、また国際連盟については「人種差別撤廃案」成立を重要視した積極的・強硬的立場を取り続けていく。では、新聞以外における国内の反応はどのようなものであったのだろうか。ここで、「人種差別撤廃案」についての国内の反応についてみていきたい。

パリ講和会議で日本が「人種差別撤廃案」を提案することが、各新聞紙上において報じられると、国内ではこれに広く支援する動きが高まっていく。例えば、大正七（一九一八）年二月八日、和歌山県の立憲政友会支部が牧野伸顕に向けて以下の内容の書翰を送っている。

我國民は年々六十万以上の増加を告げつつあり之を狭小なる我領土に収容し國民生活の安定を得せしむる事は到底望むべきにあらす必らずや地を海外の他領に求め以て民族の發展を圖らざるへからず然るに我開拓に適し我發展に適せる米國及英國の領土は數年前日本人排斥の氣勢を高め我移住民の渡航を峻拒せるのみならず北米合衆國の如きは日米通商條約の正條を無視し我邦人の權利並に特權を蹂躪したること一再ならず我邦人排斥は其根底に於て何等正々の根柢あるなく堂々の理由存するなく単に人種的偏見に基き徒らに増悪排斥を事とするのみ今にして其非義を正し非道を革めしめすんは我國民の海外發展の前路は全く暗黒ならんのみ極東の小天地豈我大和民族永住の地ならんや⁽¹²⁹⁾

当時の和歌山県は日本有数の移民県であり、そのため海外での日本人移民排斥運動解決の打開策として「人種差別

撤廃案」成立に大きな期待を寄せていたのである。

だが、このような期待は「日本人移民排斥問題」解決を願うものだけではない。和歌山県の立憲政友会支部が牧野へ書翰を送る前日の一二月七日、伊東巳代治のもとに民間各協会有志九五名（総代海軍中将上泉徳弥）の連名による講和意見書が送られる。その意見書は冒頭に「総テノ人種ハ平等タルヘシ人種の差別ノ法律及取扱ハ総テ廃棄ス」という人種平等の原則をあげられ、以下「山東省權益」・「南洋諸島權益」継承、ロシアの北滿權益の中国への譲渡、そしてシベリアの領土保全と門戸開放など、合わせて一八の要求がなされていた。⁽¹⁰⁾

さらに、パリ講和会議が開催後の、大正八（一九一九）年二月五日東京築地の精養軒において「人種差別撤廃期成同盟会」第一回大会が開かれる。この大会には、国粹主義団体をはじめとして、与野党（立憲政友会と憲政会・立憲国民党）の衆議院議員、貴族院議員有志、新聞記者有志などの約三百人が超党派的に出席した。この大会では以下のような宣言・決議がなされ、その趣旨はパリ講和会議の議長役のフランス首相クレマンソー宛に打電された。

今ヤ聯合列国ガ講和會議ニ於イテ國際聯盟ヲ設ケ世界永久ノ平和ヲ図ラントスルハ日本國民ノ滿腔ノ賛意ヲ表シ其成立ヲ切望シテ已マザル所ナリ然ルニ従来國際間ニ行ハレタル人種の差別待遇ハ単ニ自由平等ノ大義ニ悖ルノミナラズ将来國際紛訟ノ禍根ヲ貽スルモノニシテ之レヲシテ依然存続セイメン乎仮令ヒ百千ノ盟約ヲ重ヌト雖モ要スルニ沙上ノ樓閣ト一般世界ノ平和ハ到底得テ望ムベキニアラズ依テ吾人ハ此機會ニ於テ正義人道ノ本義ヲ徹底シ世界永久ノ平和ヲ確立スルガ為メ世界ノ交議ニ懇ヘ其目的ヲ達成センコトヲ期シ茲ニ左ノ決議ヲ為ス

決議

日本国民ハ講和會議ニ於テ從來國家間ニ行ハレタル人種的差別待遇ヲ撤廢セシムルコトヲ期ス⁽⁸¹⁾

これら二つの事例からみても分かるとおり、国内で「人種差別撤廃案」は、「日本人移民排斥問題」だけではなく国家の差別、具体的には「大国」日本にたいする欧米諸国からの差別撤廃も主張されていたのである。⁽⁸²⁾

前述のとおり、日本はパリ講和會議において「五大国」の一員として、国際社会の中から正式に「大国」としての地位が認められた。だが、このような「人種差別撤廃案」実現に向けての盛りあがりには、日本国内においては未だ欧米諸国と本当に対等な立場に立てているのかという不安が存在していたということの表われとしてみることができよう。つまり、「人種差別撤廃案」が実現するということは、人種的にも日本は欧米諸国と同等な地位が認められるということを意味し、さらに過去において陸奥宗光など多くの外交関係者や知識人が主張し、先導していった「脱亜入欧」という理念が実現・達成されることをも意味したということもいえるのではなからうか。

ii、日本国内における人種差別撤廃案撤回の影響

大正八（一九一九）年四月二八日、日本は「人種差別撤廃案」を撤回することとなるが、日本国内における反応はどのようなものであったのであろうか。まずは新聞世論の一例として『東京朝日新聞』の記事をあげてみたい。『東京朝日新聞』は「人種差別撤廃案」が政府の方針として決定された際に、人種平等の原則を「国際連盟加入の前提条件」とすべきという強硬論的主張をしていたものの、⁽⁸³⁾パリ講和會議開催後は他の有力新聞の中では比較的穏健な欧米協調主義的論調となっていた。⁽⁸⁴⁾だが講和會議が終結し、日本全権団がパリから帰国した八月二五日において、全権たちの欧米諸国への妥協的外交姿勢を以下のように厳しく批判している。

人種差別撤廃問題の如き、苟くも世界永遠の平和を目的とする国際聯盟の成立に当たり、若し之を日本が徹底的に主張せんか、何れの国と雖ども公然反対の理由あるべきに非ず。此の如き世界公道の根本義たるべき提案に、正義人道を高唱する大国が権を借りて反対せんには、平和は世界の平和に非ずして二、三大国の平和のみ。聯盟は国際聯盟に非ずして諸大国の聯盟のみ。須く我国全権は袂を払って自国の輿論に従ふも可ならずや⁽³⁶⁾

このような論調をみても分かるとおり、日本国内において「人種差別撤廃案」撤回という事実は、未だ欧米諸国から真に同等なパートナーとしてみなされていないということ象徴するものとして受け止められたということができよう。⁽³⁶⁾ 明治維新以来、日本は国際社会において欧米諸国と肩を並べる富強な国を建設すべく朝野をあげて政治・経済・社会の分野で様々な改革を行ってきた。その結果が、日清・日露両大戦の勝利、そしてパリ講和会議後における「五大国」の一員としての地位の確立であった。しかし、日本が「大国」としての面目をもって提案した「人種差別撤廃案」が国際連盟規約委員会において否決され撤回したことは、いくら国力や文化が発展していこうとも人種的差異によって欧米諸国と同等な立場に立つことができないという挫折感を味わうこととなるのであった。これまで日本の多くの指導者や知識人たちが唱えてきた「脱亜」という理念の限界をも欧米諸国から突きつけられたといっても良いのではないだろうか。そしてさらに日本は、三・一運動や五・四運動といった韓国や中国による激しい抗日運動が発生したという事実に直面していくのであった。つまり、日本は欧米諸国だけではなく同じアジア諸国からも冷眼視されたために深い孤立感および閉塞感に苛まれることとなる。

だが、その一方で政府は対米協調外交路線をおし進めていき、国民との対外認識の差が徐々にではあるが広がりがつあった。国内においてそうした心理的衝撃がもたらした対外認識は従来「脱亜」と対極にあったアジア主義的感情を刺激し、人種論的な世界観・国際政治論へと結びつきパリ講和会議以降、閉塞的な国内・国外情勢に対し現状打破を行うべく様々な活動を展開していくこととなる。

たとえば、大川周明は、第一次世界大戦後の世界史を動かす根本的な要因を、社会主義革命（「革命欧羅巴」）とアジアの民族運動（「復興亜細亜」）に求め、今後の世界が国際協調と平和の時代どころか、英米など既成の大国を中心とした国際秩序の全面的な変革をもたらす大動乱の時代への突入することを予測する¹³⁸。大川の見方からすれば、人種差別撤廃を拒否する国際連盟は、アジアの民族運動を平和や人道の美名のもとに抑圧し、アングロ・サクソンの世界秩序の現状維持をはかるための組織にすぎないとして、以下のように述べている。

蓋し国際聯盟が如何なる修辭を以て粉飾せらるるにせよ、要するに現在のままの国際状態を長久に持続した
いためのものであり、決して新しい世界主義に拠って立てる組織ではない。而も世界の現状とは、実にアン
グロ・サクソンの世界制覇といふことではないか。それ故国際聯盟は、所詮アングロ・サクソンをして長久
に世界の最優越者たらしむるためのものである¹³⁹。

大川は、アジアの盟主日本とアングロ・サクソンの世界秩序を代表するアメリカとの戦いを避けがたい歴史的運命であると強調するのであった。また、後に大川らとともに革新的国家主義団体「猶存社」に参加し、活動していくこととなる北一輝はパリ講和会議後に『国家改造大綱』（後に『日本改造包大綱』と改題）を著す。この書物は対外進

出と国家改造について述べられた典型的なファシズム的論であり、昭和七（一九三二）年五月一五日に発生した五・一五事件や、同様に昭和一一（一九三六）年二月二六日に発生した二・二六事件に多大な影響を与えたということは周知の事実である。また、北の思想はその後の日本の海外進出を正当化する政治的プロパガンダとしての役割を果たしていくこととなる。パリ講和会議において、上にあげた他にも多くのアジア主義的論者および革新団体が設立されていき、一九二〇年代の主流をなす対米協調外交に対抗して、反米・アジア膨張主義的政策を唱えていくのである。そして昭和五（一九三〇）年に発生した「統帥権干犯問題」によって再び軍部が台頭していくさい、これらの膨張主義論者たちと結びつき、日本は再び国際的孤立・日米対立を招き、その結果として日米開戦、つまり太平洋戦争が勃発するのであった。

結

第一次世界大戦時、日本は帝政ロシアとの間で結ばれた日露協約を後盾として、強硬的な外交政策を展開していった。だが、ロシア革命による帝政ロシアの崩壊によって、日露協約はその効力を失い、日本は新たな基本的な外交方針を模索していくこととなる。また、日本は軍事的脅迫によって、中国に「二十一ヶ条要求」を承認させるなど露骨な対中国政策を行っていったために、国際社会の中で日本に対する警戒感が強まり、さらに同じく中国に接近していたアメリカと対立していく。そのため大戦終了時には、日本は国際的孤立と日米対立という危機的な状況に立たされていたのであった。

大正七（一九一八）年九月に成立した原敬内閣は、この危機的状況を改善すべく日本外交方針を、従来の対露協調

から対米協調へと転換させていく。だが、当時の外交政策決定過程においてイニシアチブを握っていたのは従来の強硬外交を唱える元老・軍部であり、原は内閣成立当初においてはこれら諸勢力との妥協のなかで、少しずつ対米協調へ向けての政策を行っていくのである。その一方で、元老・軍部とは反対に従来から対英米協調を重視してきた外務省は原の外交方針に期待を寄せ、外交政策決定におけるイニシアチブの回復を果たすべく活気づいていく。前述のとおり、当時の外交は元老・軍部が中心で、また制度上においても天皇直属の機関である外交調査会が存在し、外務省はその「執行機関」としての役割しか果たすことしかできないでいた。そのため、対米協調論者で元外務官僚というキャリアをもつ原の台頭は外務省にとって、強力な政治的支援者の登場として認知され歓迎されていくのである。

このような状況のなか、大正八（一九一九）年一月一八日に第一次世界大戦の戦後処理問題を討議するパリ講和会議が開催する。日本は、中国にある旧ドイツ領の山東省権益と、赤道以北の南洋諸島権益の継承問題に重点をおき、他の問題は「大勢に順応」するという方針で講和会議に臨むこととなる。だが、この方針は、従来の強硬外交の延長線上に位置するものであり、結果的に大戦後においてウイルソンが提唱する平和主義、国際協調などといった新たな国際潮流のなかで欧米諸国との間に相違が生じていくこととなる。

そのなかでも特に日本と欧米諸国との国際認識の相違が明確となるのが、「国際連盟設立問題」であった。当時、国際連盟構想は漠然とし、捕らえどころのないものとして各国政府を悩ませていったが、日本はそれ以上に国際連盟が「アングロ・サクソン」人種の政治的同盟となるのではないかという警戒感を抱いたのである。

そして、この警戒感から日本政府は急遽、「国際連盟規約に人種平等という原則を加えるべく「人種差別撤廃案」の提案が決められていく。また「人種差別撤廃案」提案について日本政府は、それを国際連盟対策だけのものとして位置付けるのではなく、アメリカ・カナダ・オーストラリアなどで発生していた「日本人移民排斥問題」についての解決

策としても重視していくこととなる。過去の先行研究において、日本政府が「国際連盟設立問題」と「日本人移民排斥問題」のどちらに重点をおいていたのかは論者によって見解が異なり定かではないが、両問題において共通する点として「大国」としての日本の面目を誇示していくことが前提とされていたという点については見解がほぼ一致しているといえよう。つまり、黄色人種国がうけている差別的待遇について、「大国」という立場にある日本だけは例外的措置を施すことを欧米諸国に認めさせるのが「人種差別撤廃案」の根本的意図なのである。

日本は明治維新以来、欧米諸国と肩を並べべく政治・経済・社会などの分野において様々な改革をおこなってきた、その結果が日清・日露両戦争の勝利であり、またパリ講和会議において「五大国」の一員に選ばれたことであるということができよう。しかし、実際には日米対立、移民問題、そして国際社会からの孤立と、「大国」日本としての国際的立場は不安定なものでしかなかった。このような背景が存在していたために、日本は「人種差別撤廃案」を提案し、この提案を欧米諸国が受け入れることで、改めて「大国」としての国際的地位を確保していこうとしたのである。いわば欧米諸国が「人種差別撤廃案」を認めるか否かによって、日本は真に欧米諸国から対等なパートナーとして認識されているかを問いただすという意味合いも含まれていたのではないだろうか。

当時「人種差別撤廃案」成立に向けての議論は、政府よりも国内世論において盛りあがりをもみせ、新聞や雑誌などの各方面でさかんにとりあげられていった。そうした国内世論の後押しをうけ、日本全権はパリ講和会議の中で「人種差別撤廃案」を提案していくのである。しかし、結果的には二回にわたり提案するものの欧米諸国からの支持を受けることができず、また日本政府においても執拗に「人種差別撤廃案」を提案し続けることで欧米諸国との関係が悪化していくのを恐れたため、議事録に日本が「人種差別撤廃案」を提案した事実を記載するという条件と引き替えに撤回することとなる。この「人種差別撤廃案」撤回という事実は国内世論を刺激し、欧米諸国にたいする怒りと同時

に、政府にたいする批判も高まっていく。国内における政府の批判は、主に「大国」日本という地位を捨ててまで欧米諸国との関係を守っていかうとする低姿勢的な政府の方針にたいする失望の念であった。

しかし「人種差別撤廃案」について欧米諸国に譲歩するかたちで断念した日本政府であったが、その後の「山東省権益」継承問題については、打ってかわって強硬的態度でこれに臨み、中国などの批判を浴びながらも、ウイルソンにたいして「国際連盟脱退」という圧力をかけ強引に山東省権益の継承を承認させていくのであった。この日本の山東権益の継承が会議で認められたことにたいして、大正八（一九一九）年五月四日中国において五・四運動が発生する。五・四運動の発生は、先に韓国において発生した三・一運動とあわせて日本に衝撃をあたえていく。日本はパリ講和会議においては「五大国」の一員に選ばれ、さらに「人種差別撤廃案」提案により国際社会に人種平等のリーダーとしての存在をアピールしてきたことから、「アジアのリーダー」としてのを自負していた。だが、これら抗日運動が発生したことにより、日本は同じアジアの国から反発をうけ、国内において「アジアのリーダー」という認識が大きく揺らぎ始めるのである。

さらに、パリ講和会議を通して世界各国はウイルソンが提唱する大戦後の新たな国際秩序の創設に向けて積極的な活動を行っていかうとするなか、日本全権は政府の方針どおり終始沈黙を守り、そのことで「消極的」「非協調的」という印象を各国に与え、「サイレント・パートナー」と揶揄されていくこととなる。また、政府首脳が直接パリへ赴いていないこともあり、全権団は何か行動するさいには、逐次日本政府の指示を仰がなければならないという対応の悪さも、日本の印象をさらに悪くしていった。

パリ講和会議において日本は「山東省権益」・「南洋諸島権益」継承を実現させ、講和会議において重視した自己の領土拡張および利益確保を達成することができた。だが、会議を通して日本の国際認識の甘さ、あるいは非効率的な

外交システムにたいして欧米諸国からの非難を浴び、さらには「山東省權益」継承問題における強硬的態度をもって達成させていったことから、欧米諸国の日本にたいする警戒感はよりいっそう強くなっていく。また、三・一運動、五・四運動が発生したことにより、日本は欧米諸国だけではなく中国や韓国といった同じアジア諸国からも冷眼視され、国際的孤立は決定的なものとなっていくのであった。これらのことから、パリ講和会議における日本の外交政策は、結果的には失敗であったということができよう。

このパリ講和会議での失敗をもとにして外務省内部においては、若手官僚を中心とした改革が行われ外務省の機能が充実が推進されていく。また時期を同じくして、外交調査会は国際連盟をはじめとする外交問題が高度に専門化・複雑化していったため、次第にその機能が形骸化していき、さらには「無用の長物」とまでいわれるようになり、そのために大正一一（一九二二）年九月一八日をもって廃止されこととなる。また軍部も、第一次世界大戦後の平和主義的風潮に逆らうことができず、外交政策決定におけるイニシアチブを低下させていった。これらのことから、パリ講和会議後において外務省は外交政策における影響力が増大し、一九二〇年代において所謂「幣原外交」と呼ばれる外務省主導による対米協調外交が展開されていくこととなる。

だが、パリ講和会議後の日本外交の基本的方針が外務省を中心とした対米協調へと転換していく一方で、新たな外交認識が日本国内において盛りあがりをもせていった。その外交認識とは、所謂「アジア主義」に裏うちされた人種論的な対外膨張政策である。前述のとおり、パリ講和会議における「人種差別撤廃案」撤回は、国内において日本は真に欧米諸国と対等な立場に立つことができないう失望感・挫折感を与えていくこととなる。それは、いわば明治維新以降、多くの政治的指導者や知識人によって唱えられてきた「脱亜」という理念にたいする欧米諸国からの回答であったということができよう。また、三・一運動、五・四運動という同じアジア諸国で発生した抗日運動の衝撃

が、日本国内においては行き場のない孤立感、閉塞感を生みだしていく。このような背景をもとに、「アジアの盟主」としての優越感を全面に打ちだし、国内外の現状打破を唱え国内の支持をえるべく、一部の思想家や団体が様々な活動を展開していったのである。

そして、この一部のものが唱える膨張主義的外交認識は、「幣原外交」の対中国政策における国内世論の批判、および昭和五（一九三〇）年に起きた「統帥権干犯問題」によって、再び外交の表舞台に立った軍部と結びつき、たとえば北一輝や大川周明などの人物は、後に日本が海外進出を正当化させるための政治的プロパガンダとして利用されていく。

以上のように、日本は第一次世界大戦直後において対米協調外交を基本的方針と定め、パリ講和会議以降において本格的な活動を展開させていくこととなるが、その一方で「人種差別撤廃案」により国内に広まっていった欧米諸国に対する失望感や、大国として認められない挫折感が、アジア主義的な膨張外交を唱える一部の思想家や運動家の活動が高まりをみせていくきっかけとなる。そして後に、アジア主義的な膨張外交は日本の基本的な外交方針となるまでに発展し、結果的には国際的孤立や日米対立を招き、太平洋戦争勃発の要因ともなっていく。またさらに、対米協調外交への反発とはいったい何であるかを考えていった場合、その要因の一つとして欧米諸国にたいする敵愾心あるいは警戒感があげられよう。つまり、この敵愾心・警戒感がいつ国内世論を巻きこむまでに高まっていったのかを、太平洋戦争開戦からさかのぼってみていくと、パリ講和会議における「人種差別撤廃案」撤回という出来事が要因の一つとしてとらえることができるのではないだろうか。

以上のことから「人種差別撤廃案」は第一次世界大戦以後の日本外交方針についてアジア主義的な膨張外交認識の盛りあがりやうながした遠因の一つとしてとらえることができ、そしてさらに、明治以降の「脱亜入欧」という理念

にたいしての結論が示された象徴的な出来事としてもいえるのではないだろうか。

註

- (1) 「黄禍論」の研究において特に代表的なものは、平川祐弘『和魂洋才の系譜』（河出書房新社出版、一九七二年）、橋川文三『黄禍物語』（岩波書店、二〇〇〇年）、松村正義『ポーツマスへの道―黄禍論とヨーロッパの末松謙澄―』（原書房、一九八七年）がある。また、大正時代の研究としては、桑原隲蔵『黄禍論』（桑原隲蔵『黄禍論全集』第一巻、岩波書店、一九六八年）が挙げられよう。あと、外国側の視点から捉えたものとして、ハインツ・ゴルヴィツァー『黄禍論とは何か』（草思社、一九九九年）がある。
- (2) 大畑篤四郎『日本外交政策の史的展開』、成文堂、一九八三年、八頁～一〇頁。
- (3) 川田稔「第一次大戦期の山県有朋―その外交構想の展開と崩壊―（上）」『未来社編『未来』第三六三号、未来社、一九九六年、所収』、一三三頁～一三三頁。
- (4) 「人種差別撤廃案」提案から撤回の過程については、外務省編『日本外交文書 巴里講和会議経過概要』大正期第二三冊（外務省、一九七二年）、外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上巻（原書房、一九六九年）に詳しい。また、日本政府内における政策決定に関しては、小林龍夫編『翠雨荘日記』（原書房、一九六六年）、幣原平和財団編『幣原喜重郎』（幣原平和財団、一九五五年）が挙げられよう。自伝においては、パリ講和会議において日本副全権として参加した牧野伸顕の、牧野伸顕『松濤閑談』（創元社、一九四〇年）および、牧野伸顕『回顧録』下巻（中央公論社、一九七七年）がある。また他に、近衛文麿『戦後欧米見聞録』（中央公論社、一九八一年）、重光葵『外交回想録』（日本図書センター、一九九七年）がある。そして、最後に先行研究において特に代表的なものは、小林竜夫「パリ―平和会議と日本の外交」（植田植雄等編『近代日本外交史の研究』、有斐閣、一九五六年、所収）、斎藤孝「パリ講和会議と日本」（日本国際政治学会編『日本外交史研究 大正時代』、有斐閣、一九五八年、所収）、岡義武「パリ平和会議におけるアメリカ外交とわが世論」（斎藤真編『現代アメリカの内政と外交』、東京大学出版会、一九五九年、所収）、池井優「パリ平和会議と人種差別撤廃問題」（日本国際

政治学会編『国際政治』第二三号、有斐閣、一九六一年、所収）等があげられる。

- (5) 近年の人種差別撤廃案についての研究では、大沼昭「遙かなる人種平等の理想」（大沼昭編『国際法、国際連合と日本』、弘文堂、一九八七年、所収）、間宮国夫「大隈重信と人種差別撤廃問題——一九一九年パリ講和会議との関連において——」（早稲田大学大学史編集所編『早稲田大学史記要』第二二号、早稲田大学大学史編集所、一九八一年、所収）、鳥海靖「パリ講和会議における日本の立場——人種差別撤廃案を中心に——」（法政大学史学会編『法政史学』第四六号、法政大学史学会、一九九四年、所収）、草間秀三郎「パリ講和会議での外国人労働者問題」（愛知県立大学外国語学部編『紀要』第二六号、愛知県立大学外国語学部、一九九四年、所収）、船尾章子「大正期日本の国際連盟観——パリ講和会議における人種平等案の形成過程が示唆するもの——」（中部大学国際関係学部編『国際関係学部紀要』第一四号、中部大学国際関係学部、一九九五年、所収）、水谷憲一「一九〇七年移民法における『日本人移民問題』——連邦会議の審議を中心に——」（同志社大学アメリカ研究所編『同志社アメリカ研究』第三六号、同志社大学アメリカ研究所、二〇〇〇年、所収）が挙げられる。
- (6) 井上馨候伝記編纂会編『世外井上公伝』第五卷、内外書籍、一九三八年、三六七頁。
- (7) 田村幸策「第一次世界大戦と日本の参戦」、「日本国際政治学会編『日本外交史研究第一次世界大戦』、有斐閣、一九六二年、所収」、一頁～二頁。
- (8) 外務省調査部編『日英外交史』下巻、クレス出版、一九九二年、三〇四頁。
- (9) 前掲「第一次世界大戦と日本の参戦」、八頁～九頁。
- (10) 外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻、原書房、一九六七年、三八一頁～三八四頁。本文中にある内容は、川田稔「転換期の構想——原敬」、「名古屋大学法学部編『名古屋大学法学論集』第一五四号、名古屋大学法学部、一九九四年、所収」、一一〇頁～一一二頁を参考にした。
- (11) 三谷一太郎『「転換期」(一九一八—一九二二年)の外交指導——原敬及び田中義一を中心として——』、『篠原一、三谷一太郎編『近代日本の政治指導者Ⅱ』、東京大学出版会、一九六五年、所収』、二九九頁。
- (12) 江口朴郎編『世界の歴史』第一四巻、中央公論社、一九七五年、一二〇頁～一二三頁。
- (13) 前掲『「転換期」(一九一八—一九二二年)の外交指導』、三三六頁。
- (14) 同上、同頁。

- (15) 前掲「第一次大戦期の山県有朋―その外交構想の展開と崩壊―(上)」、二二二頁～二三三頁。
- (16) 前掲『日本外交年表並主要文書』上巻、三三二頁。
- (17) 伊藤隆、ジョージ・アキタ「山県有朋と『人種競争論』」、『近代日本研究会編『年報・近代日本史研究』第七巻、山川出版社、一九八五年、所収』、一〇二頁。
- (18) 川田稔「第一次大戦終結前後における原敬の構想」、『日本福祉大学編『日本福祉大学研究紀要』第九二号、日本福祉大学、一九九五年、所収』、三頁。
- (19) 原奎一郎編『原敬日記』第四巻、福村出版、一九六五年、一八一頁。
- (20) 大山梓編『山県有朋意見書』、原書房、一九六六年、三四六頁～三四七頁。
- (21) 同上、三三五頁～三三六頁。
- (22) 同上、三〇六頁。
- (23) 前掲『日本外交年表並主要文書』上巻、四二〇頁～四二二頁。
- (24) 前掲「第一次大戦期の山県有朋―その外交構想の展開と崩壊―(上)」、二八頁～二九頁。
- (25) 川田稔「第一次大戦期の山県有朋―その外交構想の展開と崩壊―(下)」、『未来社編『未来』第三六四号、未来社、一九九七年、所収』、三二頁。
- (26) 前掲「山県有朋と『人種競争論』」、一〇六頁。
- (27) 前掲『『転換期』(一九一八―一九二二年)の外交指導』、二九六頁。
- (28) 藤村道生『山県有朋』、吉川弘文館、一九六二年、二五七頁～二五八頁。
- (29) 原奎一郎編『原敬日記』第二巻、福村出版、一九六五年、三二五頁。
- (30) 同上、三二七頁。
- (31) 前掲『原敬日記』第二巻、三二六頁～三二七頁。
- (32) 同上、三二四頁。
- (33) 前掲『原敬日記』第四巻、五一頁。
- (34) 同上、四九頁～五〇頁。

- (35) 同上、五一頁。
- (36) 前掲『日本外交政策の史的展開』、三頁〜四頁。
- (37) 伊藤正徳編『加藤高明』上巻、加藤伯伝記編纂委員会、一九二九年、三七七頁〜三八〇頁。
- (38) 前掲『日本外交政策の史的展開』、八頁。
- (39) 前掲『日本外交年表並主要文書』(上)、二六〇頁〜二六九頁。
- (40) 同上、二四六頁。
- (41) 前掲『日本外交政策の史的展開』、九頁。
- (42) 前掲『「転換期」(一九一八—一九二二年)の外交指導』、三〇一頁。
- (43) 同上、三〇七頁。
- (44) 同上、同頁。
- (45) 同上、三三五頁。
- (46) 宇治田直義『幣原喜重郎』、時事通信社、一九五八年、四六頁。
- (47) 小林龍夫「臨時外交調査委員会の設置」、「日本国際政治学会編『日本外交の諸問題Ⅱ』、有斐閣、一九六五年、所収」、六〇頁〜七〇頁。
- (48) 内閣印刷局編『法令全書』第六卷、二、原書房、一九八九年、七一頁〜七二頁。
- (49) 前掲『日本外交政策の史的展開』、一五頁〜一六頁。
- (50) 前掲『外務省の百年』上巻、六六五頁〜六六六頁。
- (51) 関静雄「原敬の外交指導」、「帝塚山大学教養学部編『帝塚山大学教養学部紀要』第三七輯、帝塚山大学教養学部、一九九四年、所収」、六七頁。
- (52) 前掲『外務省の百年』上巻、六九七頁〜六九八頁。
- (53) 同上、六九八頁。
- (54) 外務省編『日本外交文書』大正六年第三冊、外務省、一九七二年、一六二頁〜一六三頁。
- (55) 前掲「パリ平和条約と人種差別撤廃問題」、四五頁。

- (56) 外務省編『日本外交文書』大正七年第三冊上卷、外務省、一九七一年、六八〇頁～六八二頁。
- (57) 前掲『幣原喜重郎』、一三六頁。
- (58) 同上、一三七頁。
- (59) 前掲『外務省の百年』上卷、七一四頁。
- (60) 前掲『幣原喜重郎』、一三六頁～一三七頁。
- (61) 前掲『日本外交文書』大正七年第三冊上卷、五九三頁～五九四頁。
- (62) 前掲『翠雨莊日記』、二八六頁。
- (63) 前掲「大正期日本の国際連盟観——パリ講和会議における人種平等案の形成過程が示唆するもの——」、三三三頁。
- (64) 前掲『外務省の百年』上卷、七〇八頁。
- (65) 前掲『翠雨莊日記』、三二六頁。
- (66) 同上、三三三頁。
- (67) 同上、三〇八頁～三一〇頁。
- (68) 前掲『外務省の百年』上卷、七一一頁。
- (69) 同上、七二四頁。
- (70) 同上、七二五頁。
- (71) 同上、同頁。
- (72) 前掲『幣原喜重郎』、一四二頁。
- (73) 一又正雄「日本移民問題と『国内問題』」、植田捷雄編『近代日本外交史の研究』、有斐閣、一九五六年、所収、四二六頁～四二八頁。
- (74) 若槻恭雄『排日の歴史』、中央公論社、一九七二年、一〇八～一一〇頁。
- (75) 前掲『翠雨莊日記』、二八六頁。
- (76) 同上、三三九頁。
- (77) 前掲「パリ講和会議と日本」、一一二頁～一一三頁。

- (78) 外務省編『日本外交文書』大正八年第三冊上卷、外務省、一九七二年、四四九頁〜四五二頁
- (79) 前掲『日本外交文書 巴里講和會議經過概要』大正期第二十二冊、二〇一頁。
- (80) 竹田いさみ「白豪政策の成立と日本の対応―近代オーストラリアの対日基本政策」、『日本国際政治学会編『日豪関係の史的展開』、有斐閣、一九八二年、所収』、二四頁〜二六頁。
- (81) 前掲『日本外交文書』大正八年第三冊上卷、四五〇頁。
- (82) 前掲『日本外交文書 巴里講和會議經過概要』大正期第二十二冊、二〇三頁。
- (83) 同上、同頁。
- (84) 同上、二〇五頁〜二〇六頁。
- (85) 同上、二〇六頁〜二〇七頁。
- (86) 同上、二〇七頁。
- (87) 前掲「日本移民問題と『国内問題』」、四三一頁。
- (88) 前掲『日本外交文書 巴里講和會議經過概要』大正期第二十二冊、三四三頁。
- (89) 前掲『回顧録』下卷、二〇六頁。
- (90) 前掲『日本外交文書 巴里講和會議經過概要』大正期第二十二冊、四五七頁〜四五八頁。
- (91) 同上、四五九頁。
- (92) 前掲『翠雨莊日記』、四二四頁。
- (93) 前掲『日本外交文書』大正八年第三冊上卷、四九三頁。
- (94) 前掲『翠雨莊日記』、四五四頁。
- (95) 前掲「パリ平和条約と人種差別撤廃問題」、五五頁。
- (96) 前掲『翠雨莊日記』、四四四頁〜四四五頁。
- (97) 前掲『日本外交文書 巴里講和會議經過概要』大正期第二十二冊、六〇九頁〜六一一頁。
- (98) 同上、七六九頁〜七七六頁。
- (99) 前掲「パリ講和會議における日本の立場 ―人種差別撤廃案を中心に―」、一二頁。

- (100) 前掲『翠雨莊日記』、四二四頁。
- (101) 前掲『原敬日記』第二卷、七七頁。
- (102) 前掲『翠雨莊日記』、四四六頁。
- (103) 前掲『原敬日記』第二卷、八一頁。
- (104) 中川小十郎『近代日本の政局と西園寺公望』、吉川弘文館、一九八七年、三四五頁。
- (105) 前掲「轉換期の構想―原敬」、九三頁。
- (106) 前掲『外務省の百年』上巻、七二二頁。
- (107) 同上、七二三頁。
- (108) 同上、七二五頁。
- (109) 同上、同頁。
- (110) 前掲『日本外交文書』大正八年第三冊上巻、二四二頁。
- (111) 前掲『外務省の百年』上巻、七二七頁。
- (112) 前掲『翠雨莊日記』、四七九頁。
- (113) 岡義武『岡義武著作集』第三卷、岩波書店、一九九二年、一〇一頁。
- (114) 島田洋一「講和会議とヴェルサイユ条約」、井上光貞等編『日本歴史大系 近代Ⅱ』、山川出版社、一九八九年、所収、一五六頁。
- (115) 前掲「パリ平和条約と人種差別撤廃問題」、五七頁。
- (116) 前掲『外務省の百年』上巻、七二七頁。
- (117) 細谷千博「牧野伸顕とヴェルサイユ会議」、中央公論社編『中央公論』五月号、中央公論社、一九六五年、所収、三六六頁。
- (118) 前掲「パリ平和条約と人種差別撤廃問題」、五七頁。
- (119) 前掲「パリ講和会議における日本の立場―人種差別撤廃案を中心に―」、一五頁。
- (120) 「支那排日運動」、『東京朝日新聞』、大正八年五月二五日社説、三頁。

(121) 前掲『外務省の百年』上巻、七四〇頁。

(122) 同上、七三九頁〜七五七頁。

(123) 同上、六六八頁。

(124) 岡義武「パリ平和會議におけるアメリカ外交とわが世論」、[齊藤眞編『現代アメリカの内政と外交』、東京大学出版会、一九五九年、所収]、二七七頁。

(125) 同上、二七八頁。

(126) 同上、二八三頁。

(127) 「講和の基本方針」、『東京朝日新聞』、一九二八年二月一〇日社説、三頁。

(128) また、『萬朝報』(大正八年二月五日、二頁)においては、

各国が夫々領有すると云うへばそれでも宜い、要するに多数の意見に従つても差支へない、其れよりも日本としての大問題がある、即ち人種問題である、其無差別と云ふ事を主張し、此を貫徹することが大問題である、疲弊した歐洲の土地では最早何事も出来ぬ、今後の争ひは南米、濠洲、支那、日本、つまり太平洋に面した國々の争ひである、今迄の如く東洋でお山の大将を気取つてゐても仕方がない、支那や西比利にどんゝ英米人や佛人を吸入して金の争ひを為すがよい、夫にはどうしても人種無差別と云ふ大刀を翳して行かねば徒爾である。

さらに同紙は大正八年三月三十一日(一頁)において、

我講和委員は断じて人種案の提出を見合せずと云へり、当然然る可き理なり、正義人道を標榜する講和會議に於て、何れの國の委員も人種的差別撤廃を正面より拒むべき口実なく、若し之を拒まんか、彼等は自ら矛盾我利を表白するに同じく、彼等の行動は悉く偽善を以て目せらるるに至るべし、國際聯盟を有力ならしむると否と、恒久の平和を確保するのと否と、一にかかりて人種案の運命如何に在り、我要求入れられずんば、我委員は宜しく袂を連ねて巴里を去るべし、人種的差別撤廃を容認し得ざる講和會議の後に、永遠の平和を望む能はれざればなり。

と論じた。

(129) 臼井勝美「ヴェルサイユワシントン体制と日本の支配層」、[橋川文三編『近代日本政治思想史Ⅱ』、所収]、有斐閣、一

九七〇年、一二二頁。

(130) 前掲『翠雨莊日記』、七八五頁〜七八九頁。

(131) 前掲『日本外交文書』大正八年第三冊上巻、四四〇頁。

(132) 「人種差別撤廃案」成立に向けて、日本国内で盛り上がりを見せている一方で、当時日本が行っていた膨張主義的外交政策の現状をとらえ、日本が「人種差別撤廃案」を提案することに、慎重的・懐疑的な見解を示す者たちも存在していた。その代表的な人物として吉野作造が挙げられよう。吉野は『中央公論』（一九一九年三月号）誌上において、「人種的差別撤廃運動者に与ふ」と題した評論を発表している。「此頃民間一部の有志の間に人種的差別撤廃運動なるものが起り、或は其決議に基いて宣言書を仏国講和会議の各国委員に送つたり、或は諸所方々に演説会を開いて輿論の誘導策興に努めて居る。：併し乍ら斯の如き運動を起すに方つて我々日本国民は少くとも此問題に於ける当の被害者たる地位に鑑み、無用の誤解を避くる為に余程慎重の態度を執る事が必要である。何故なれば従来此種の運動を被害者の側から起こす場合は、真に正義に徹底しての結果たるよりも、自分が被害者であるといふ地位に附着する利己的動機から発することが稀でなかつたからである」。そして、さらに吉野は、中国人・朝鮮人に対する日本の差別的待遇について指摘し、国内の人種差別撤廃運動について警鐘を与えている。

(133) 代表的な新聞記事を一部とりあげると、以下のとおりである。

「人種問題 日本の大使命」、「萬朝報」、第九一九五号、大正八年四月二六日、一頁。

人種平等に関する修正案が移民問題と何等直接の關係ないとは修正其物の明示する所であつて、修正の趣旨は単に國際連盟を公明正大なる基礎の上に置かんとするに過ぎぬ、其れにも拘はらず英米の反對者は常に之を移民問題と聯盟と聯関して、此修正案は究極する所移民問題の階梯たるべきものであつて、彼等が入國を好まざる幾多の異人種に對して便宜なる口実を与ふるものと做すのである、彼等は敢て文化の程度に依つて移民の入國を許可すべしと云ふのではない、絶対に異人種の入國を拒否せんとするのである、彼等の所為は自ら世界の総ての異人種に向つて挑戦し永久に異人種を征服せんとする主旨を声明したに異ならぬ、這は彼等の為より考へて頗る愚策ではあるまいか・・・既に戦争の為に破壊せられた歐洲の文明は、講和の為に更に又其根底より覆さるゝとはあるまいか、講和の時に生じた猜疑嫉妬我欲等の悪念は、講和の後に於て更に其度を昂むる恐れがある、各國の首脳と称せらるゝ人々も、利慾の爲めには事理を弁ずる

力を失ふのである、彼等は唯目前の利益に盲して寸前暗黒となるのである、人種案に對する彼等の告白は即ち亜細亞人なるが為に基督に罪ありと宣告すると同様である、如何に彼等が富を有し、如何に智能を有すとしても、彼等は遂に罰せられざるを得ないのである、異人種を悉く敵とするとは決して彼等の為には安全なる策ではあるまいと思ふ、吾人は今日の場合に於ても尚彼等の反省を求むるのである、白人は必ずしも常に世界を支配すべき運命を有するものではない、否往時に於ては然らざる時があつた、或は再び此の如き時期が来るのではあるまいか、日本の提案は寧ろ白人の危機を脱せしめんとするのである、日本は世界的に大なる使命を有する、此使命は飽迄之を果さなければならぬ

さらに、萬朝報は大正八年五月一日に「修正聯盟規約」と題した次の見解を紙上に掲載している。
日本の修正は遂に最後迄容るゝ所とならざるか斯る聯盟規約に價値なきは明らかかなり、美名の下にアングロサクソン人種のドミネーションを行はんとする聯盟は寧ろ之れ無きを可とす

「人種平等提案、全会一致を得られず」、「時事新報」、大正八年四月二〇日。

日本委員は人種問題に關し、ここ一箇月に亘りて熱心なる奮闘を試みたるも、今や無効に歸したり。・・・我が委員連が出来得る限りの努力をなしたるは感謝する所なり。けだし今回の事たる、かの千八百九十五年遼東半島還附の問題に就き、三国干渉を見たる時と同様の教訓なり。日本は更にいっそう勇敢にしかも忍耐を以って、來たるべき困難に對し奮闘をなすの覚悟なかるべからず。しかしてその争闘たるやすこぶる慘憺たるものなりといえども、しかも国民の崇高なる理想と勢力のために、正義、公道並びに平等の武器を以てする平和的の争闘なり

「葬られたる種別案」、「東京日々新聞」、大正八年五月五日。

平和會議に於ける日本の重要地位は日本をして其主義主張を飽迄堂堂と平和會議に持出さしむるべき当然の任務を負はしめてゐる。正義公道に基く要求に對しては何の遠慮する所があらう、場合によつては成敗利鈍を眼中に置かず主義其者の樹立の為に我主張の貫徹に努むるべきである、一たび貴重なる發言權と、有力なる採決權を獲得してゐる以上は自ら公正の言議と信ずる所を他の感情や思惑にのみ懸念して之を主張し得ぬやうでは互に自己の責任を虚うするのみならず、世界平和の確保に對して此上もない不忠実である、消極的に世界の大勢に馴致するのみではならぬ、進んで積極

的に世界の輿論を喚起することに努めねばならぬ

(134) 前掲「パリ講和会議における日本の立場―人種差別撤廃案を中心に―」、一四頁。

(135) 「西園寺侯帰朝―予期か案外か」、『東京朝日新聞』、大正八年八月二十五日社説、九頁。

この頃になると「人種差別撤廃案」、およびパリ講和会議について、日本全権に対する厳しい見解が各新聞で見られるようになる。報知新聞（大正八年七月一日）では、紙上において「全世界に恥を曝した我講和委員の無能振り 牧野男を送つた事が抑も失態」という記事を掲載し、牧野をはじめ珍田捨巳や松井慶四郎らにたいして批判を述べている。

また、これら新聞論調の批判は、首席全権である西園寺公望に対しても向けられ、その一部を挙げると次のとおりである。「西園寺侯態度」、「『萬朝報』、第九二八九号、大正八年四月二〇日」、一頁。

原首相は我が講和委員に就て、國內の攻撃を非難し、斯くの如きは却て講和會議に對する帝國の利益を損するものなる旨、語れりと云ふ者あり、而も西園寺侯が現に講和委員首席の身を以て、自ら各國委員の間を遊説する能はず、殊に講和重要委員會に向つてさへ、多く牧野男又は珍田子を勞し、殆ど代行を以て満足するの風あるは、國民の到底看過すべからざる事實にして、首相亦固より其の責を免れず、人種問題に對する西園寺侯の所見如何は知らず、侯が此の重要案件に就てすら、全然沈黙の態あるは、侯或は外國語を使用するを欲せざるに（或は能はざるに）因らんも、國民は實に侯の余りに無為なるに啞然たらざるを得ず。

「何んな顔をして日本の土を踏む西園寺大使節 吉野作造博士談」、「『報知新聞』、大正八年八月二二日」

西園寺侯の失敗は先づ講和使節に選ばれたことに端を発するので凡の間違ひは此政府が年輩、経歴、家門の格式等を標準として、講和使節を挙げたといふ其人選の失敗に胚胎する。西洋ではそんなものを観ずに只人を観る。而も我使節は世界の思潮に對し余りに異国人であつた。最初五大強國協議の際、西園寺侯が一言も発しなかつたといふのは強ち臆したわけでは無く、寧ろ何を云つて好いから判らなかつたのである。∴此講和の歸結其ものは國際間の協議で定まつたものではあるが、併し世界思潮を基礎としての外交的傾向が凡そ何の方向を取るかは豫めわかかつてゐたのである。我使節が今少しく時代思潮に理解が有りしならば、能く其大勢に順応して國威を失墜せぬ丈の駆引はできたのである。勿論公平に考へて我使節が努めなかつたとは云へないが、時代思潮を解せずして努める事は時代錯誤の喜劇に終る外は無い。∴誰を遣つても西園寺侯以上

の仕事は困難だといふ弁護説が仮に正しいとしても、晴れの場で低能振を發揮し、国威を失墜せる思想上の損害は多大なものである。此の時代思潮に対する無理解が人種差別撤廃問題にも山東問題にも悉く裏付けられて居て、歸結は兎も角として其處に達するまでの駆引の無能力に於て、我国は事毎に世界思潮の主潮から抛り出される屈辱と孤立的不利とに終つたのである。單に此意味の失敗だけでも輕からぬものである。故に支那が我々に反感を有つたといふ事實があるならば先づ自ら反省し、誤解あらば其誤解を解くべきである。之を努めずして直ちに或は支那人を不信不義となし、或は排日的英米人に誤られたりなどと罵倒するのは、少なくとも客觀的に見て醜陋を極めたる態度と云はなければならぬ。我々は支那等に対する我国一部の議論に此意味で少からぬ不快を感じて居る。而して排日思想などの起る根本の原因は寧ろ我に在るを信じ、常に對支政策の根本的廓清を主張して已まない。而して我国の大陸發展の理想は今日までどれだけ改善されたか分らない。東洋に於ては優秀なる武力を有つて居る結果として多少の無理は云へたにしろ、一旦世界の真中に一切の秘密を暴露されては、或は十分弁解の出来ない事が無いとも限るまい。巴里の講和會議に於て支那代表者の逆襲に逢つて、我国の特使がシドロモドロの態を示すのは、願くば内拡りの外窄みの類でなれかしと祈るものである。：何にしても人に向つて嘘言を吐くなど責むる以上は、先づ自分で嘘言を言はないといふ決心を定むる必要がある。人種差別撤廃運動の如きも、理義に徹底した立場から、全然利己的動機を離れて民族關係に於ける正義の眞の要求として之を唱へるでなければ權威がない。のみならず又恐らく仏蘭西の講和會議に於ても熱心なる共鳴を得る事が出来ないだらう。

(136) 大正八年以降、人種問題に對する様々な書物が刊行されている。その一部は次のとおりである。高橋作衛「人種差別に就いて」(國際法學會編『國際法外交雜誌』第一七卷七号、國際法學會、一九一九年)、田中香涯「白人の世界より有色人の世界へ(黃禍黒禍實現の可能性)」(『我等』一二号、我等社、一九一九年)、ワルレス(高橋五郎訳)『人種改善学』(大鏡閣、一九一九年)、成瀬正雄『人種差別待遇問題 支那民族啓蒙の要訣』(知仁勇社、一九一九年)、今井重雄『人種差別撤廃問題 内外諸名流の意見』(日星会、一九一九年)、大隈重信『人種問題』(『世界改造叢書』第五卷、早稲田大学出版部、一九一九年)、小林政助『米國ト人種差別ノ研究』(文川堂書店、一九一九年)、エム・チェレフコフ『露西亞人と人種平等』(露國通信局、一九一九年)、スタッダード(長瀬鳳輔訳)『有色人の勃興』(政教社、一九二〇年)、緑岡渡辺巳之次郎『有色民族の大不平 白人人種の大煩悶』(大阪毎日新聞社、一九二二年)、武井義『人種無異論・宗教論』(一九二二年)、ベシル・マシウス(黒崎幸吉訳)『人種の衝突』(開拓社、一九二五年)、綾川武治『人種問題研究』(倉橋書店、一九二五年)、

長谷川善雄『有色民族の擡頭と其発展』（宝文館、一九二六年）、松田福松『有色人搾取政策論 アングロ・サクソン民族現
代思潮研究の一部』（批判集言社、一九二六年）。

さらに、各新聞紙上においても人種問題における関心は高く、『大阪毎日新聞』は「私の観た人種問題」（大正八年七月一
〇日から一六日までの七回にわたり掲載された）と題した人種差別に関連したコラムを毎回掲載し、各新聞もこれと同様の
人種問題に関するコラムを毎回のように掲載していった。

(137) 大川周明「復興亜細亜の諸問題」、〔大川周明全集刊行会編『大川周明全集』第二卷、岩崎書店、一九六二年、所収〕、八
二—三三頁。

(138) 大川周明「亜細亜・欧羅巴・日本」、〔前掲『大川周明全集』第二卷、所収〕、八六七頁。

(139) 今井清一「『日本改造法案大綱』について」、〔北輝次郎『北一輝著作集』第二卷、みすず書房、一九五九年、所収〕、四二
二頁。

【参考文献】

- ・外務省編『日本外交文書』大正六年第三冊、外務省、一九七二年
- ・外務省編『日本外交文書』大正七年第三冊、外務省、一九七一年
- ・外務省編『日本外交文書』大正八年第三冊上巻、外務省、一九七一年
- ・外務省編『日本外交文書』大正八年第三冊下巻、外務省、一九七一年
- ・外務省編『日本外交文書 巴里講和会議経過概要』大正期第二十二冊、外務省、一九七二年
- ・外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻、原書房、一九六七年
- ・外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻、原書房、一九六七年
- ・外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上巻、原書房、一九六九年
- ・外務省調査部編『日英外交史』下巻、クレス出版、一九九二年
- ・伊藤隆編『大正初期山県有朋談話筆記 政変思出草』、山川出版社、一九八一年

- ・大山梓編『山県有朋意見書』、原書房、一九六六年
- ・有田八郎『人の目の塵を見る 外交問題回顧録』、講談社、一九四八年
- ・尚友倶楽部編『伊集院彦吉関係文書』第二卷、芙蓉書房出版、一九九七年
- ・近衛文麿『戦後欧米見聞録』、中央公論社、一九八一年
- ・小林龍夫編『翠雨荘日記』、原書房、一九六六年
- ・小林雄吉『立憲政友会史』第四卷、立憲政友会史出版局、一九二五年
- ・西園寺公望『陶庵随筆』、新聲社、一九〇三年
- ・重光葵『外交回想録』、日本図書センター、一九九七年
- ・幣原喜重郎『幣原喜重郎 外交五十年』、日本図書センター、一九九八年
- ・原奎一郎編『原敬日記』第二卷、福村出版、一九六五年
- ・原奎一郎編『原敬日記』第四卷、福村出版、一九六五年
- ・原奎一郎編『原敬日記』第五卷、福村出版、一九六五年
- ・原敬文書研究会編『原敬関係文書』第一〇巻 書類編七、日本放送出版協会、一九八八年
- ・牧野伸顕『松濤閑談』、創元社、一九四〇年
- ・牧野伸顕『回顧録』下巻、中央公論社、一九七七年
- ・小谷保太郎『観樹將軍回顧録』、大空社、一九八八年
- ・山本四郎編『寺内正毅日記』、京都女子大学、一九八〇年
- ・山本四郎編『寺内正毅関係文書』、京都女子大学、一九八四年
- ・山本四郎編『寺内正毅内閣関係史料』上巻、京都女子大学、一九八五年
- ・山本四郎編『寺内正毅内閣関係史料』下巻、京都女子大学、一九八五年
- ・新井達夫『加藤友三郎』、時事通信社、一九五八年
- ・伊藤正徳編『加藤高明』下巻、大空社、一九九五年
- ・井上清『日本帝国主義の形成』、岩波書店、一九六八年

- ・入江昭『日本の外交』、中央公論社、一九六六年
- ・宇治田直義『幣原喜重郎』、時事通信社、一九五八年
- ・海野芳郎『国際連盟と日本』、原書房、一九七二年
- ・大畑篤四郎『日本外交史』、成文堂、一九八六年
- ・岡義武『岡義武著作集』第二卷、岩波書店、一九九二年
- ・岡義武『岡義武著作集』第三卷、岩波書店、一九九二年
- ・加藤房蔵編『伯爵平田東助伝』、平田伯伝記編纂事務所、一九二七年
- ・川田稔『原敬と山県有朋 国家構想をめぐる外交と内政』、中央公論社、一九九八年
- ・北野慧『人間西園寺公』、大鳥書院、一九四一年
- ・木村毅『西園寺公望傳』、傳記刊行會、一九三八年
- ・木村毅『西園寺公望』、沙羅書房、一九四八年
- ・木村毅編『西園寺公望自傳』、大日本雄弁會講談社、一九四九年
- ・黒田甲子郎編『元帥寺内伯爵伝』、大空社、一九八八年
- ・黒羽茂『日米外交の系譜』、共同出版社、一九七四年
- ・黒龍俱樂部編『國士内田良平傳』、原書房、一九六七年
- ・幣原平和財団編『幣原喜重郎』、幣原平和財団、一九五五年
- ・信夫清三郎『日米外交史』第二卷、毎日新聞社、一九七四年
- ・白柳秀湖『西園寺公望傳』、日本評論社、一九二九年
- ・晨亭会編『伯爵伊東巳代治』上卷、晨亭会、一九三八年
- ・晨亭会編『伯爵伊東巳代治』下卷、晨亭会、一九三八年
- ・高倉徹一編『田中義一伝記』下卷、田中義一伝記刊行會、一九六〇年
- ・立野信之『公爵近衛文麿』、講談社、一九五〇年
- ・田中貢太郎『西園寺公望』、改造社、一九四〇年

- ・田屋清『原敬大正八年』、日本評論社、一九八七年
- ・鶴見祐輔『後藤新平』第三卷、頸草書房、一九六六年
- ・鶴見祐輔『後藤新平』第四卷、頸草書房、一九六七年
- ・徳富蘇峰『公爵山県有朋伝』下巻、原書房、一九六九年
- ・中川小十郎『近代日本の政局と西園寺公望』、吉川弘文館、一九八七年
- ・林茂等編『日本内閣史録』第二巻、第一法規出版、一九八一年
- ・平川祐弘『和魂洋才の系譜』、河出書房新社、一九七一年
- ・藤村道生『山県有朋』、吉川弘文館、一九六一年
- ・細川千博『日本外交の軌跡』、日本放送出版協会、一九九三年
- ・細川隆元『田中義一』、時事通信社、一九五八年
- ・増田弘『日米関係史概説』、南窓社、一九七七年
- ・宮本盛太郎編『近代日本政治思想の座標―思想家・政治家たちの対外観―』、有斐閣、一九八七年
- ・宮崎滔天『宮崎滔天全集』、第二巻、平凡社、一九七一年
- ・森田正道『第一次世界大戦とパリ講和会議』、柳原書店、一九八三年
- ・立命館大学西園寺公望伝編纂委員会『西園寺公望伝』第三巻、岩波書店、一九九三年
- ・立命館大学西園寺公望伝編纂委員会『西園寺公望伝』別巻一、岩波書店、一九九七年
- ・立命館大学西園寺公望伝編纂委員会『西園寺公望伝』別巻二、岩波書店、一九九七年
- ・若槻泰雄『排日の歴史』、中央公論社、一九七二年
- ・鷺尾義直編『犬養木堂傳』中巻、東洋経済新報社、一九三九年
- ・鷺尾義直編『犬養木堂傳』下巻、東洋経済新報社、一九三九年
- ・麻田貞雄『ワシントン会議をめぐる日米の政策決定過程の比較』、「細谷千博、綿貫讓司編『対外政策決定の日米比較』所収」、東京大学出版会、一九七七年
- ・池井優「パリ平和条約と人種差別撤廃問題」、「日本国際政治学会編『日本外交史研究 第一次世界大戦』所収」、有斐閣、一

九六二年

- ・石田栄雄「二一箇条問題と列国の抵抗」、『日本国際政治学会編』『日本外交史研究 大正時代』、所収、有斐閣、一九五八年
- ・伊藤隆、ジョージ・アキタ「山県有朋と『人種競争論』」、『近代日本研究会編』『年報・近代日本史研究』第七卷、所収、山川出版社、一九八五年
- ・伊藤勲「山県有朋の政治姿勢と人間像―権力志向型政治家の典型―」、『上智大学法学会編』『上智法学論集』第一八号(二)、所収、上智大学法学会、一九七五年
- ・入江昭「幣原喜重郎とワシントン体制」、『中央公論社編』『中央公論』五月号、所収、中央公論社、一九六五年
- ・田・田・ビヤース、入江昭「ランシングの対日政策」、『日本国際政治学会編』『日米関係の展開』、所収、有斐閣、一九六一年
- ・臼井勝美「辛亥革命 日本への対応」、『日本国際政治学会編』『日本外交史研究 大正時代』、所収、有斐閣、一九五八年
- ・臼井勝美「欧州大戦と日本の対満政策」、『日本国際政治学会編』『日本外交史研究 第一次世界大戦』、所収、有斐閣、一九六一年
- ・臼井勝美「辛亥革命と日英関係」、『日本国際政治学会編』『日英関係の展開』、所収、有斐閣、一九七八年
- ・内山正熊「霞ヶ関正統外交の成立」、『日本国際政治学会編』『日本外交の諸問題II』、所収、有斐閣、一九六五年
- ・大畑篤四郎「ワシントン会議開催と日米関係」、『日本国際政治学会編』『日米関係の展開』、所収、有斐閣、一九六一年
- ・岡義武「パリ平和会議におけるアメリカ外交とわが世論」、『齊藤眞編』『現代アメリカの内政と外交』、所収、東京大学出版会、一九五九年
- ・岡義武「山県有朋」、『岡義武著作集』第五卷、所収、岩波書店、一九九三年
- ・岡義武「近衛文麿―「運命」の政治家―」、『岡義武著作集』第五卷、所収、岩波書店、一九九三年
- ・佳知晃子「日米通商航海条約とカリフォルニア州土地法」、『日本国際政治学会編』『日米関係の展開』、所収、有斐閣、一九六一年
- ・神川彦松「国際連盟における日本と国際連合における日本」、『日本国際政治学会編』『国連と日本外交』、所収、有斐閣、一九六四年
- ・川田稔「転換期の構想―原敬」、『名古屋大学法学部編』『名古屋大学法学論集』第一五四号、所収、名古屋大学法学部、一九

九四年

・川田稔「第一次大戦期日本の外交政策と原敬」、「日本福祉大学編『日本福祉大学研究紀要』第九一号、所収」、日本福祉大学、一九九四年

・川田稔「第一次大戦終結前後における原敬の構想」、「日本福祉大学編『日本福祉大学研究紀要』第九二号、所収」、日本福祉大学、一九九五年

・川田稔「第一次大戦期の山県有朋―その外交構想の展開と崩壊―(上)」、「『未来』第三六三号、所収」、未来社、一九九六年

・川田稔「第一次大戦期の山県有朋―その外交構想の展開と崩壊―(下)」、「『未来』第三六四号、所収」、未来社、一九九七年

・草間秀三郎「パリ講和会議での外国人労働者問題」、「愛知県立大学外国語学部編『紀要』第二六号、所収」、愛知県立外国語学部、一九九四年

・桑原隲蔵「黄禍論」、「桑原隲蔵『桑原隲蔵全集』第一卷、所収」、岩波書店、一九六八年

・高克「青年時代の顧維鈞―パリ講和会議に登場するまで―」、「大東文化大学大学院法学研究科編『大東法政論集』創刊号、所収」、大東文化大学大学院法学研究科、一九九五年

・小林幸男「欧州大戦と日本の対露政策」、「日本国際政治学会編『日本外交史研究 第一次世界大戦』、所収」、有斐閣、一九六二年

・小林龍夫「パリ―平和会議と日本の外交」、「植田捷雄編『近代日本外交史の研究』、所収」、有斐閣、一九五六年

・小林龍夫「臨時外交調査委員会の設置」、「日本国際政治学会編『日本外交の諸問題Ⅱ』、所収」、有斐閣、一九六五年

・斉藤孝「パリ講和会議と日本」、「日本国際政治学会編『日本外交史研究 大正時代』、所収」、有斐閣、一九五八年

・重光蔵「石井・ランシング協定」、「日本国際政治学会編『日本外交史研究 大正時代』、所収」、有斐閣、一九五八年

・篠原義彦「山県有朋と森鷗外(森鷗外の断層撮影像―鷗外をめぐる人物群像)」、「『国文学解釈と鑑賞』一月臨時増刊号、所収」、至文堂、一九八四年

・信夫清三郎「大正外交史の基本問題」、「日本国際政治学会編『日本外交史研究 大正時代』、所収」、有斐閣、一九五八年

・島田洋一「『二一ヶ条要求』と山県有朋―北岡伸一、細谷千博等諸氏に対する批判―」、「京都大学法学会編『法学論叢』第一一七号(六)、所収」、京都大学法学会、一九八五年

- ・住友豊「パリ講和會議と日米關係―山東問題を中心に―」、「同志社大学アメリカ研究所編『同志社アメリカ研究』第三六号、所収」、同志社大学アメリカ研究所、二〇〇〇年
- ・瀬川善信「一九二四年米国移民法と日本外交」、「日本國際政治学会編『日本外交の諸問題Ⅰ』、所収」、有斐閣、一九六四年
- ・関静雄「原敬の外交指導」、「帝塚山大学編『帝塚山大学教養学部紀要』第三七輯、所収」、帝塚山大学教養学部、一九九四年
- ・曾村保信「ワシントン會議の一考察」、「日本國際政治学会編『日本外交史研究 大正時代』、所収」、有斐閣、一九五八年
- ・高橋作衛「人種差別に就いて」、「國際法學會編『國際法外交雜誌』第一七卷七号、所収」、國際法學會、一九一九年
- ・立川文彦「國際連盟と日本」、「植田捷雄編『近代日本外交史の研究』、所収」、有斐閣、一九五六年
- ・田中直吉「日米外交關係の概観」、「日本國際政治学会編『日米關係の展開』、所収」、有斐閣、一九六一年
- ・田村幸策「第一次世界大戰と日本の参戦」、「日本國際政治学会編『日本外交史研究 第一次世界大戰』、所収」、有斐閣、一九六二年
- ・烏海靖「パリ講和會議における日本の立場―人種差別撤廃案を中心に―」、「法政大学史学会編『法政史学』第四六号、所収」、法政大学史学会、一九九四年
- ・長岡新次郎「欧州大戰参加問題」、「日本國際政治学会編『日本外交史研究 大正時代』、所収」、有斐閣、一九五八年
- ・中西寛「二十世紀國際關係の支点としてのパリ講和會議（一）」、「京都大学法学会編『法学論叢』第一二八号、所収」、有斐閣、一九九〇年
- ・中西寛「二十世紀國際關係の支点としてのパリ講和會議（二）」、「京都大学法学会編『法学論叢』第一二九号、所収」、有斐閣、一九九一年
- ・長谷川雄一「大正中期中大陸国家へのイメージ―『大高麗国』構想とその周辺―」、「日本國際政治学会編『國際政治』第七一号、所収」、有斐閣、一九八二年
- ・原口邦紘「日本・カナダ關係の一考察―『ルミュー協約』改訂問題―」、「日本國際政治学会編『國際政治』第五八号、所収」、有斐閣、一九七八年
- ・馬場恒吾「内田康哉論」中央公論社編『中央公論』六月号、所収」、中央公論社、一九三二年

- ・馬場伸也「北京関税特別会議にのぞむ日本の政策決定過程」、〔細谷千博、綿貫讓司編『対外政策決定の日米比較』、所収〕、東京大学出版会、一九七七年
- ・一又正雄「日米移民問題と『国内問題』」、〔植田捷雄編『近代日本外交史の研究』、所収〕、有斐閣、一九五六年
- ・藤村道生「近代日本と統帥権―山県有朋と明治軍閥の形成―」、〔中央公論社編『歴史と人物』七月号、所収〕、中央公論社、一九七四年
- ・藤本博生「パリ講和会議と日本・中国―「人種案」と日使恫喝事件―」、〔史学研究会編『史林』第五九卷（六）、所収〕、史学研究会、一九七六年
- ・船尾章子「大正期日本の国際連盟観―パリ講和会議における人種平等案の形成過程が示唆するもの―」、〔中部大学国際関係学部編『国際関係学部紀要』第一四号、所収〕、中部大学国際関係学部、一九九五年
- ・細谷千博「『二二条要求』とアメリカの対応」、〔二橋大学二橋学会編『二橋論叢』一月号、所収〕、日本評論新社、一九六〇年
- ・細谷千博「シベリア出兵をめぐる日米関係」、〔日本国際政治学会編『日米関係の展開』、所収〕、有斐閣、一九六一年
- ・細谷千博「牧野伸顕とヴェルサイユ会議」、〔中央公論社編『中央公論』五月号、所収〕、中央公論社、一九六五年
- ・細谷千博「対外政策決定過程における日米の特質」、〔細谷千博、綿貫讓司編『対外政策決定の日米比較』、所収〕、東京大学出版会、一九七七年
- ・間宮国夫「大隈重信と人種差別撤廃問題―一九一九年パリ講和会議との関連において―」、〔早稲田大学大学史編集所編『早稲田大学史記要』第二一号、所収〕、早稲田大学大学史編集所、一九八九年
- ・三上昭美「外政機構の確立に関する一考察―わが国外政機構の歴史的研究（一）―」、〔日本国際政治学会編『日本外交の諸問題Ⅰ』、所収〕、有斐閣、一九六四年
- ・三上昭美「外政機構の確立に関する一考察―わが国外政機構の歴史的研究（二）―」、〔日本国際政治学会編『日本外交の諸問題Ⅱ』、所収〕、有斐閣、一九六五年
- ・三谷一太郎「『転換期』（一九一八―一九二二年）の外交指導」、〔篠原一、三谷一太郎編『近代日本の政治指導者Ⅱ』、所収〕、東京大学出版会、一九六五年
- ・水谷憲一「一九〇七年移民法における『日本人移民問題』―連邦会議の審議を中心に―」、〔同志社大学アメリカ研究所編『同

志社アメリカ研究』第三六号、所収」、同志社大学アメリカ研究所、二〇〇〇年

・三宅正樹「山県有朋・石井菊次郎・後藤新平―対ロシア政策の模索―」、「明治大学政治経済研究所編『政経論叢』第六八号（二〇〇二）、所収」、明治大学政治経済研究所、一九九九年

・村島滋「日英同盟の一側面―両国軍事協定の成立をめぐる―」、「日本国際政治学会編『日英関係の展開』、所収」、有斐閣、一九七八年

・山本慎吾「ワシントン会議と日本」、「日本国際政治学会編『日本外交史 第一次世界大戦』、所収」、有斐閣、一九六二年

・義井博等「第一次世界大戦史研究の現動向」、「日本国際政治学会編『日本外交史研究 第一次世界大戦』、所収」、有斐閣、一九六二年

・義井博「第一次大戦の参戦をめぐるアメリカ外交―ウィルソンの極東政策との関連―」、「日本国際政治学会編『日米関係の展開』、所収」、有斐閣、一九六一年

・吉村道男「日露同盟の一考察」、「日本国際政治学会編『日本外交の諸問題Ⅰ』、所収」、有斐閣、一九六九年

・ロジャー・ディングマン（三谷太一郎訳）「日本とウィルソンの世界秩序」、「佐藤誠三郎、R・ディングマン編『近代日本の対外態度』、所収」、東京大学出版会、一九七四年